

平成 3 0 年

総務委員会会議録

と き 平成30年12月10日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年12月10日（月） 午前10時00分～午後 2 時36分
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤昌宏君 副委員長 新妻 さえ子 君
委員 高橋 伸明 君 委員 中塚 亮 君
委員 いながわ 貴之 君 委員 須貝 行宏 君
委員 吉田 ゆみこ 君 委員 松澤 利行 君

出席説明員 桑村 副 区 長 中山 企 画 部 長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 大野 計 画 担 当 課 長
品川 財 政 課 長 小林 施 設 整 備 課 長
中元 広 報 広 聴 課 長 木村報道・プロモーション担当課長
山本 情 報 推 進 課 長 榎 本 総 務 部 長
米田参事(総務課長事務取扱) 島袋 人 権 啓 発 課 長
黒田 人 事 課 長 立 木 経 理 課 長
伊東 税 務 課 長 齋 藤 会 計 管 理 者
秋山選挙管理委員会事務局長 小川 監 査 委 員 事 務 局 長
久保田区議会事務局長 飛田障害者施策推進担当課長
持田 河 川 下 水 道 課 長

○午前10時00分開会

○伊藤委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、「議案審査」、「請願・陳情審査」、「報告事項」および「その他」と進めてまいります。

なお、議案審査に際しまして、河川下水道課長にもご同席いただいております。

また、障害者施設推進担当課長にも後刻出席をいただきますが、あらかじめご了承ください。

なお、2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、予定表に入ります前に、本日の委員会運営について正副よりご案内いたします。

本日、審査いたします予定表1の「議案審査」および予定表2の「請願・陳情審査」につきましては、会議の運営上、審査順序の変更を順次行い、特に議案審査では、予定表2の請願・陳情審査を間に挟みつつ審査をしてまいります。理事者の出席の関係上、厚生委員会と調整を図りながら、審査を進めてまいりますので、ご理解ください。

1 議案審査

- (1) 第84号議案 品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

それでは、予定表1の「議案審査」を行います。

初めに、(1)第84号議案、品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○秋山選挙管理委員会事務局長

それでは私から、第84号議案、品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。お手元の資料をご覧ください。

まず、改正理由でございますけれども、公職選挙法が平成29年6月21日に改正公布されておまして、その中で区議会議員の選挙において、候補者の選挙運動のために使用するビラにつきまして、選挙管理委員会に届け出た2種類以内、4,000枚まで頒布することができるようになりました。あわせて、このビラの作成については、条例で定めるところにより無料とすることができるということが改正されてございます。このことから、品川区議会議員選挙におけるビラの作成について、条例の一部を改正する必要があるということでございます。

改正内容でございますけれども、区議会議員選挙においても、候補者は7円51銭に4,000枚を上限とするビラの作成枚数に乗じて得た金額の範囲内でビラを無料で作成することができるものとし、この金額については、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該事業者に対し、直接区が支払うということでございます。

公費負担の額ですけれども、表の下の段です。区議会議員選挙につきまして7円51銭の4,000枚、3万40円を公費負担の上限とするものでございます。

施行期日は、平成31年3月1日から。

新旧対照表、裏面のほうをご覧くださいますと、今回の条例のつくりとしては、従前の条例が、ビラ

の公費負担について「品川区長の選挙の場合に限る」という文言が入っておりましたので、それをとりまして、区議会議員にも適用するものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。公費負担の額で、区長選挙が7円51銭で、1万6,000枚、区議会議員選挙が新たに新規で創設されて7円51銭で4,000枚とのことですが、この公費負担額の算定根拠を教えてください。

○秋山選挙管理委員会事務局長

7円51銭についてですけれども、これは公職選挙法に規定をされておりますので、それを条例でも横引いています。

○いながわ委員

ありがとうございます。これは公職選挙法で定められているものなので、どうすることもできないと思うのですが、通常であれば、枚数が多ければ単価は下がるということが考えられますが、これは別に変えてくれとかではなくて、枚数が上がれば単価は下がるということを頭の中に入れておいていただきたい。例えば7円51銭というのは、今、ネット印刷であれば対応は可能なのですが、区内に印刷会社は非常に多くございまして、そういうところに頼んだ場合は、おそらくこの金額ではできないところもあるので、この7円51銭という単価が安いという表現なのか、高いという表現なのか、いろいろ捉え方はあろうかと思いますが、その辺は地域の印刷会社の実情も含めて、今後何かやるときにお考えいただければと思います。これは意見です。

○中塚委員

ビラを公費負担とした理由を伺いたいと思います。条例で定めるところにより無料とすることができるということは、できる規定なのかと思うのですけれども、選挙管理委員会としてどういう判断をしたのか、その理由を改めて伺いたいと思います。

○秋山選挙管理委員会事務局長

今回、法の改正の趣旨は、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するためということで、従前、公職選挙法では、お金のかかる選挙をやめるというか、そのためにいろいろ規制がかかっていましたが、今回、その政策を有権者が知る機会を拡充させるということで、ビラの作成と公費負担というものが定められたというふうに公職選挙法の改正にありますので、それを鑑みて、区条例でも公費負担を行うのがよからうということで、今回、改正を行うものでございます。

○中塚委員

理由はわかりました。具体的に説明していただきたいのですけれども、この新たに使えるビラというのは、いわゆる選挙期間中も、名前、顔写真、政策を記すことができるというものなのか、あと、選挙管理委員会に届け出たというところですが、これは立候補のときに届けるのでしょうか。それから証紙でしたか、そういうシールを張るという作業があるのかなのか。最後に、紙のサイズにも条件があるのか。

改正する条例の内容をご説明いただきたいと思います。

○秋山選挙管理委員会事務局長

使用できるビラでございますけれども、まず、サイズはA4に決まっております、内容に関しては特に基準はありませんが、頒布責任者の氏名、住所、印刷者の氏名を記載しなければならないということがございます。

それから、証紙の貼付が必要になります。

これは、告示の日の立候補者届けのときに持ってきていただいて、引き換えに証紙をお渡しするという形になります。

○吉田委員

今の続きみたいなのですが、政策を知らしめるための手法がありますね。ビラの使い方について品川区として何か規制があるのかなのか、その点について教えてください。

○秋山選挙管理委員会事務局長

この条例に関しましては、公費負担の条例になりますので、区として条例で使い道を定めているものではないのですが、公職選挙法上、ビラの頒布方法は決まっておりますので、使い方はそちらに定められております。

○伊藤委員長

1点だけ私から要望ですけれども、この条例が仮に可決した場合、これは全ての立候補者にかかわることだと思われるので、例えば、立候補予定者説明会とか、そういうときにはぜひ、具体的なわかりやすい説明をしていただきますようお願いをしておきます。

他にございませんか。

では、以上で質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第84号議案、品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成します。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○吉田委員

賛成です。

○松澤委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○伊藤委員長

それでは、これより第84号議案、品川区議会議員選挙および品川区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(6) 第89号議案 第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約

○伊藤委員長

次に、順番を変更しまして、(6)の第89号議案、第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○立木経理課長

私からは、第89号議案の第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約についてご説明をさせていただきます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定と、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

本案は、戸越地区および西品川地区における浸水被害の軽減を図るため、第二戸越幹線を整備することから、西品川公園内の立坑から平塚三丁目付近までの約1.7kmにおきまして、下水道本管を整備する工事を行うとともに、宮前坂広場内に立坑を築造する工事を行うものでございます。

なお、本工事は東京都からの受託事業で、経費は東京都が負担いたします。

恐れ入りますが、経理課資料の10ページをごらんいただければと思います。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行いまして、入札経過につきましては、11ページの入札状況調書のとおりでございます。

一番下に注意書きがございますが、本件は、2つの建設共同企業体がともに同額の最低価格を入札しましたため、地方自治法施行令第167条の13において準用する同令167条の9に基づくくじを実施いたしまして落札者を決定いたしました。

10ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め29億8,086万1,200円、落札率は90%、契約の相手方は、飛島・大旺新洋・浅川建設共同企業体、代表者、飛島建設株式会社代表取締役社長、乗京正弘でございます。

支出科目は、平成30年度一般関係、平成31年度から平成33年度までの債務負担行為でございます。

工事の概要でございますが、恐れ入ります12ページの概要書をご覧くださいと思います。工期は、平成33年8月3日、工事の概要といたしましては、西品川公園内に築造しております立坑から、西側1.7kmにシールド工法によりまして下水道本管を整備するものでございます。また、下水の貯留効果を発現する目的で、宮前坂広場に深さ約30mの立坑を築造いたします。

資料の13ページには、案内図と下水管の断面略図を示してございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

宮前坂広場に深さ30mの立坑を掘ると説明がありましたが、この辺は道が狭いのけれども、ここから残土を搬出するのではなくて、西品川公園まで持ってきて出すのか、それとも、この宮前坂広場公園で残土を搬出するのかということを確認します。

○持田河川下水道課長

今、残土の搬出のご質問でございますが、宮前坂広場での工事につきましては、道は狭いのですが、この場所から残土を搬出するという形で考えてございます。

○いながわ委員

狭いですし、そこは坂になっていると思うので、4tダンプなのか、6tダンプなのかかわからないですけれども、もちろん大型のものは入れない。どれぐらいの残土が出るかわからないですけれども、結構なダンプの台数が出入りするのか、日常生活圏の中なので、安全には本当に注意をしていただきたいと思うのです。これは契約議案なので多少外れてしまうかもしれないのですが、そういった対策は、きちんとやってくださいということなのですが、地域への説明とかはお済みになっているのか、それとも、これからなのか、教えてください。

○持田河川下水道課長

まず、ダンプの台数としましては、1日で1台ないし2台というふうに考えております。この部分、30mの穴を掘るのですが、道路が細いということも考慮してございまして、1日当たりの施工量はなかなか多くはできないということから、ダンプでの搬出は1日あたり一、二台というふうに考えてございます。

また、地元への説明ということでいきますと、今回こういった形で契約が締結しました後には、しっかり事業者とともに地元で工事の説明という形で、ダンプでの搬出なども含めて説明をしっかりと行っていきたいと考えてございます。

○いながわ委員

とにかく狭い道路なので地響きとかいろいろあろうかと思っておりますので、可決した暁にはしっかりやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中塚委員

公園を利用されている方や、その周辺の方への説明は丁寧に行っていただきたいと思っております。

それで、この第二戸越幹線自体は、いつ完成するのか。今後の見通しだけご説明いただけますでしょうか。

○持田河川下水道課長

第二戸越幹線の事業につきましては、現段階では、平成36年度の完成という形で、少し時間もかかりますが、事業を進めているところでございます。

○須貝委員

整備工事の入札についてですけれども、今回は同額という珍しいケースかと思うのですが、疑問に思うのは、会社の大きさが違うから、それぞれの会社の持つ経費も違う。おそらく仕入れ値も人件費も違ってくるとというのが当たり前だと思うのですが、入札価格がこうやってぴったり合うということは、何か不思議だなと、入札金額が漏れていて、こういうふうになったのかというような疑問を私は抱くのですが、この辺については、経理課としてはどのように考えられていますか。

○立木経理課長

入札価格につきましては、予定価格を私ども事前に公表している部分と、それに対して最低制限価格は非公表にさせていただきます。予定価格は東京都等の積算価格等から適正に算出しているものなのですが、あとは、それぞれの共同企業体で積算した金額と、予定価格を見まして、おそらく社内で戦略的な価格づけ等を行った上で入札をしてきているものと考えております。今回は落札率が90%ということで、いろいろ計算があったのだろうとは思われますが、入札価格が事前に漏れているとか、何かしらの談合みたいなものがあったとは考えておりませんので、適正に行われたものと考えてさせていただきます。

○吉田委員

こういうものに本当にうとくて申しわけないのですけれども、概要書が12ページに出ている、工程表が下に出ているのですけれども、今、審査している議案の工事自体は、平成31年からの債務負担行為による工事だと、記載されているのは、すごくざっくりした工程表なので、平成31年に始まっている工程はないわけですが、この工程表でいうと、どこに当たるのでしょうか。

○持田河川下水道課長

こちらは12ページの資料に工程表がございます。工程表で黒いバーが3つ引いてございまして、今回の上流部シールド工事といいますのは、このバーで言うと下から2つでございまして、今回、この契約議案が議決されますと、平成30年度中に着手ということで、まず暫定貯留工という工事を行う。その後、それが終わりますと、今の予定では平成32年度の頭からシールド工に入っていくということで、全体の事業としましては、平成30年度から平成33年度までとなっております。

○吉田委員

では、平成30年度だけでも、もう平成31年に実際は入っていて、この真ん中の棒の当初からの分というふうに理解してよろしいですか。それだけ確認させてください。

○立木経理課長

契約自体は、こちらの議決をいただいた後、契約をさせていただくということで、工事自体が終了するのが平成33年ということになりますので、その分までの債務負担行為を今年度中に定めさせていただくという形のものでございますので、もう既に契約がとれたら平成30年度中に始まるという形のものでございます。

○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成します。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第89号議案、第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(7) 第90号議案 第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約の変更について

○伊藤委員長

次に、(7)第90号議案、第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約の変更についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○立木経理課長

続きまして、第90号議案の第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、経理課資料の14ページをご覧くださいと思います。

本案件は、平成29年第4回定例会で議決をいただきました第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約におきまして、下流部シールドマシンの到達方法の変更に伴い、到達部を補強する必要が生じたことなどから、契約金額の変更の審議をお願いするものでございます。

当初の契約概要は、経理課資料の14ページに記載のとおりでございます。恐れ入りますが、次のページ、資料の15ページをご覧くださいと思います。

変更内容でございますが、当初契約金額の10億9,620万円を4,769万2,800円増額いたしまして、11億4,389万2,800円に改めるものでございます。

内訳といたしましては、資料に記載のとおりでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

先ほどの説明ですと、変更理由はシールドマシンの到達部を補強する必要があるということですが、資料に記載してある変更内容は、どういうものなのか、どういう状況があつて補強する必要が生じたのか、もう少しご説明いただきたいと思います。

○持田河川下水道課長

今回、立坑工、仮設工、付帯工という形でそれぞれ変更させていただくものでございます。このシールドマシン到達部の補強につきましては、内訳の一番上の立坑工、鋼製セグメントの変更等に該当いたします。北側の立坑は、セグメントという鋼製の10mほどのリングを地面の中に押し込んで、押し込んだら、中の掘削をするというような形で40mほどの大きな穴を開けるわけでございまして、こちらは上流部の下水道管について、上流部からシールドマシンが発進いたしまして、下流部に到達するという形になっております。そういったシールドマシンが到達するところのセグメントにつきましては、マシンが到達するときに穴があきますので、いわゆる補強帯というより強度の強いものを設置して、工事を行うものでございます。

では、なぜ強度の高い、強度の強い補強タイプのセグメントを使わなかったのかということなのですが、今、下流部の作業用地として考えてございます子供の森公園の横の第一三共から寄附された用地がございまして、この工事を出した段階では、寄附用地の寄附を受ける時期が、まだ確定していなかったところもございまして、設計にあたり、補強タイプのセグメントは使わない形で起工してございます。そういった中で、今年の7月に、第一三共の土地について譲渡の時期も決まりましたので、それにあわせてこの補強タイプのセグメントに変えまして、下流部にシールドマシンが到達しても構造的に大丈夫なような形に変更した。そういった理由により変更を行う案件でございます。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。深さが約40mということで、かなり深いと思うのですが、今、河川下水道課長がおっしゃられたように、地盤改良の追加というところですね。これは、事前にボーリング調査といった地盤調査をしているのか、していないのか、あらかじめ調査しているかどうかだけお願いします。

○持田河川下水道課長

こちらの変更の内訳の仮設工、地盤改良の追加でございますが、こちらは西品川公園の表面といたしまししょうか、公園自体の改良で考えておりまして、いわゆる大型のクレーンが乗って大規模な作業をする。当然、ボーリング調査等をして公園の地盤の強さは事前に調べておったのですが、今回、工事をするに当たりまして、少し公園の高さを掘り下げまして、道路と基盤面がちょうど合うような形に掘っております。掘ったところで土を採取して強さをはかったところ、少し改良しないと大型のクレーンが乗ったときにクレーンが傾くなど可能性があるため、地盤改良工を追加させていただいたというところがございます。

○高橋（伸）委員

ありがとうございます。そうすると、あそこの公園は、山になって高いですね。この深さ約40mというのは、路面から40m掘るということですか。そういうことなのでしょう。

○持田河川下水道課長

そのとおりでございまして、公園のところを少し掘削をして1mほど下げた基盤面から40m、これから掘っていくということでございます。

○高橋（伸）委員

わかりました。

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成します。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第90号議案、第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約の変更に
ついて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

2 請願・陳情審査

(1) 平成30年請願第20号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願

○伊藤委員長

それでは、予定表1の「議案審査」は一旦これまでといたしまして、先に予定表2の「請願・陳情審査」を行います。

それでは、平成30年請願第20号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○伊藤委員長

朗読が終わりました。

通常であれば、この後、理事者の説明があるのですが、実は8%のときも同様の請願が出されました。そのときの総務委員会の審査は、議会に対して意見書を出してくださいと求める請願でありま

したので、委員のみで議論をしておりました。例えば、今現在の途中経過であるとか、それから、今現在の区の方向性については理事者に質問ができるかもしれませんが、品川区そのものが意見書を出すわけではありません。あくまで品川区議会が主体となって意見書を出すか出さないかを議論するわけでありますので、あえて今日は理事者の説明をいただかないことにしました。あくまで意見書を出すか出さないかは、品川区議会の判断でありますので、今回は理事者との質疑ではなく、区議会として意見書を提出するかしらないか、委員の皆様でご意見を交換していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、先ほどのことを踏まえて、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

冒頭、委員長の説明のとおりだと思います。委員会の質疑に関して必要な説明をつける場合は、理事者に質問することはあり得るとは思いますが、意見書を出す出さないの判断は議会が決めることですので、その進め方でいいと思います。

その上で、消費税10%中止を求める意見書の提出を求める請願ですけれども、日々、各委員でお互い議論をする中で、一致点を見出して、その一致点をもって意見書提出をしたいと思っております。

私は、この請願にあるとおり、消費税そのものについては、格差と貧困を拡大する根本的な欠陥を持つ税制だと思っております。しかし、今回の請願にある意見書ですけれども、消費税という税制の是非ではなく、今の冷えきった経済の中で、来年10月から10%引き上げてよいのか、また複雑な複数税制やインボイスの問題も含めて、このまま来年10月に10%引き上げを実施してよいのかが問われているのだと思います。今の経済状況について、各委員の実感についても伺いたいですけれども、区内の商店、中小企業、働いている方も含めて、冷えきっているという実感も実態もあることは、今回の本会議でも指摘したとおりです。10%にすれば、消費不況が一層厳しくなることは明らかですので、消費税自体の是非ではなく、請願にあるとおり、来年10月の消費税10%は中止してほしいと、この1点で議論を通じて一致点が見出せたらと思いますので、各委員の率直なご意見をお伺いできたらと思います。

○高橋（伸）委員

やはり、現在の深刻な財政難の中で、少子高齢化に伴い、増え続けている社会保障費の財源確保のため10%にするというところですか。これは、増税による消費の落ち込みから、2017年4月に10%になる予定だったのが延期になり、2019年、来年の10月に、いよいよ始まるのですけれども、景気が今、上向きというのも多分あると思うのですけれども、ただ、中小企業、零細企業に至っては、大変厳しい状況がいまだに続いております。ただ、少子高齢化に対応するための増税は、私は当然それは必要なのではないかと考えております。

国も軽減税率制度、少しややこしい部分もありますけれども、そういった制度もありますので、それらも導入していただきながら、10%は当然必要ではないのかと考えております。

○吉田委員

私も、今、高橋伸明委員がおっしゃったとおり、社会保障の財源確保ということはとても必要だと考えております。ですから、生活者ネットワークは、消費税という制度自体には必ずしも反対ではない。ただ、今の上げ方、今、検討されているのは、社会保障の税源確保と言いながら、一方で、すごく景気

の問題があるのでというのもよくわかりますけれども、いろいろなところで景気を落とさないためという対策が、わりとバブリーに軽減策が図られていく。それを一個一個よくよく聞くと、結局それはある程度の所得が確保された人のみ利用できるというような形になっていると、今回の10%への増税はどんなのかなとすごく疑問が沸いてきてしまう。本当に社会保障を、みんなで痛みを分け合おうよというのであれば、その辺を丁寧に説明しながらということがあると思うのですが、結局、今の軽減策は、本当に一番軽減が必要なところに行くのだろうかという疑問がすごく沸いてくるような制度設計です。そうすると、今回の10%への増税というのは、なかなか厳しいものがあるかなと。区長が一般質問へのご答弁で広く薄く負担ということを繰り返し述べておりましたけれども、10%は薄いのかなというのもすごく感じます。

例えば、パツと思いつくのが、利子はめったにつきませんけれども、その利子に対する税金が一律20%です。20%がちょっと大変かなと思っても、あれはあくまで利益の部分に対する20%です。一方で消費という本当に必要なものを消費するのに対しても一律10%というのが、本当に薄いのだろうか。広く薄いと言えるのだろうかというのにはすごく思います。

もちろん消費税がもっと高い国があるということも十分承知していますけれども、その国民もみんな喜んで従っているわけではないという声も聞こえてきますけれども、基本的に税金で払った分が確実に後で制度で自分に返ってくると思える、信頼があるからこそ、払っているのだと思うのですが、残念ながら今、そういう信頼はないのではないかと。

一方で、軽減策が、わりと所得をきちんと確保できる人に対して図られているように見える中で、今回の10%への税率アップというのは、ちょっと納得しがたいところがあるかなと思います。

さきほど、中塚委員の発言でありましたけれども、消費税そのものへの反対意見ではなくて、今回の10%引き上げへの中止を求める意見書というのは、区民のそういう声を代弁する区議会としてはあってもいいのではないかというふうに生活者ネットワークは考えています。

○いながわ委員

国が国会の場で議論をして、税率改定をするわけであるのですが、欧米諸国を見ても、基本的には20%を超える消費税、付加価値税というのでしょうか、そういうものが設定をされていて、そこはゆりかごから墓場までなどという言い方で、生まれてから年をとって老いて亡くなるまで、政府がしっかり見ますよ、そのかわり働ける間は税金を払ってくださいというような感覚ではある。それが一番理想なのかもしれないと私は思っています。

税率を改定して8%を10%にするということは、国税のホームページとかを見ると、日本における地方消費税を私たちが老後も安心して生活できるよう、年金や医療などに使われていますと書いてあります。医療費が上がっているから何とかしなければいけないと一方で言われているわけですから、この辺はしっかりやっていただきたいという思いの中で、その財源はどこだと言ったら、やはりどこかで確保していかなければいけないことだと思っていますので、これに関しては、8%が10%になるというのは、私はやむを得ない。区民生活、また消費税を、後から納めなければいけない町工場の事業者たちなどは、すごい厳しいかもしれないのですが、さきほど吉田委員が言ったように何かで戻ってくる、義務が生じているわけですから、その権利はしっかりと主張できるような世の中になっていかなければいけないのかなという思いの中で、私は、請願に関しては、反対という言い方なのか。あと、委員長、今回は理事者に何も聞いてはいけないのですか。

○伊藤委員長

そんなことはありません。例えば、現状の方向性であるとか、制度の考え方などについては、当然、聞いてくださって結構です。

○いながわ委員

それは国で議論して、これがもしまた年金、例えば社会保険事務所とかで何か問題が出てきたといたら、国会の場で野党がしっかりと政府与党に対して詰めていかなければいけない部分だと思っています。それが国の役割だと思っています。それで、ちょっと請願からは外れるのですが、消費税が来年の10月に10%に改定されるという部分で、品川区として、これは企画部なのか、いろいろな増税に対するメニューというのか、例えばリーマンが破綻したとき大変な不景気になった、緊急経済対策で今もやられているプレミアム商品券を発行した例もある。今回は特に、ただ景気が悪いのではなく、消費税が上がるので、買い控えをするとか、増税前に家を建てよう、何をしようとか、いろいろ出てくると思うのです。そうなったときに、特に8%から10%というのは、飲食店はレジを変えなければいけないとかで非常に苦慮をしていると聞いています。レジを変えて済むところもあるけれども、端末を用いてメニューをとっているところは、全部を変えなければいけなくなってしまうので、非常に経費がかさんでしまう。さまざまな部分で、多分消費税が10%になったことによる買い控えではない部分においていろいろな問題が出てくると思うのです。そういうところに対して、ただプレミアム商品券を発行するのかどうか、そういったことを考えていないといけない時期だと思いますので、それとも、いろいろ飲食店に対してはしっかりとした助成金という言い方なのか、何かしらの対策をお考えでいるか。平成31年度の予算には載っていなければいけないことだと思うので、むしろ平成30年度予算でももう準備をしていかなければいけない段階なので、補正なり何なりを組んでも積極的にやるべきだと思っていますので、その辺について行政的側としてはどうお考えなのでしょうか。

○品川財政課長

消費税の増税に向けてということですが、実際まだ消費税が上がった段階で景気がどう反応するかというところが、やっぱり読めないというところが実際のところかと思えます。過去を見れば、いろいろと対策も打っているというような状況もありますけれども、現時点で具体的にどのような対策というのは、まだまだとすることは難しいかというふうには考えております。

ただ、実際に、消費税がアップしましたら、やはりその辺の状況もしっかりと踏まえて、どのような対策を打っていくかというところは考えていくという準備は、現時点でもしてございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。区民からすると、やっぱり打撃はあろうかと思えます。それから地域でお仕事をされている方にも大打撃であるのではないかと考えております。またこれは、予算特別委員会でも質問をしようかと思っているのですけれども、ある意味、間接的にマイナスを受けてしまうところもあるので、そこをしっかりと品川区、地元の行政として助ける。

例えば、さっきレジの話をしたのですけれども、東京都とか国税のあたりは補助金を出してやっているのです。レジを変えるには補助金で。たしか品川区は商店街連合会を通して、地元の商店街を通して、どうしますかなどという、そういう話はちらっとされている、動き出しているのは出しているのです、さっき言ったシステム系を変えると、普通の飲食店のものは300万円ぐらいかかるという話も漏れ聞いているので、さらに言うのであれば、今度、国がこの税率を上げたときに、クレジットカードを推進すると、来年のことなので、現状ですとまだわかりません。そういうことを推進しようと言っている

す。これをもしお店でカードを使えば、2%還元だから8%でしょうみたいな感覚になってカードがどんどん進んでしまうと、どこが打撃を食らうかという、お店が打撃を食らいます。お店はカード会社に手数料を払っているわけです。多いところだと、年額100万円ぐらいの手数を払っているところもある。それは表に出てきていない部分です。それはお店側のサービスでカードを利用しているのでしょう。でも、一方では、国がそういうことをやって、国がどういう措置を講ずるかわからないのですが、品川区としては、そういうところを地元の行政としてしっかり見ていただきたいのです。それを品川区の単費で何かをやるのかわからないです、それに対して何か救援措置を出すのか、それとも、それはやっぱり国があって、都があって、品川区だから、いろいろ補助金をもらいながらそういうものに対応していくかわからないですけれども、問題意識としてしっかり持っていただきたい。このままいくと、本当に地域の経済が疲弊してしまう可能性があると思います。

しかしながら、税率は上げざるを得ない状況、それは、私たちというか、全ての区民の人たちが、生まれてから年老いていくまで区民サービスを落とさず、しっかりと元気で長生きできるような、そういったステージをつくるというのが大前提の中での10%への改定というのは、いたし方ないところなのかと思います。

○須貝委員

この請願の趣旨ですが、確かに今の暮らし、地域経済は、大変深刻な状況であるということと、今、所得格差が拡大している中で、ここにも書いてあるのですけれども、消費税は所得の少ない人ほど負担が多いというのも事実なので、本来、こういうことが国民に受け入れられるかという話になると、私は、受け入れにくい今の状況かなと。今まで、安倍政権は何度か増税をチャレンジをしたのですが、今ほどタイミングが悪い状況はないのかなと。結局、これだけ消費が落ちて、実際に区内経済、中小、零細企業の利益、売り上げを見ている中で、やはりなかなかこれで勢いが、売り上げが伸びるとか、そういう勢いをつくかとはちょっと思えないし、また、団塊の世代の方がどんどん会社を退職されて、今まで年収700万円、800万円あった方が、今度、一気に二百数十万円から300万円の年金生活になっているという方がどんどん増えていくということと、非正規雇用者が、勤労者全体の3割強を占めるという状況を考えると、私は、本当にタイミングの悪い消費税値上げの時期かなと思います。ただ、今、日本の国の借金は1,070兆円を超えて、本当に財政再建しなければいけない時期に来ています。まして福祉、高齢者から赤ちゃんまで、この福祉という政策はやめるわけにはいかない。では、この借金をどうするのか、ここで今、上げなければ、次の世代、子ども、孫、そういう次世代にこのツケを回すということになります。私は、それだけは避けるべきではないかともいつも思っております。

今回、タイミングが悪い消費税増税中止を求める意見というのはわかりますけれども、国の将来、次の世代のことを考えたら、消費税増税はやむを得ないというふうに思っております。

○新妻副委員長

公明党の立場ということでお話をさせていただきます。これまで過去2回、消費税が上がるということが引き延ばされてきて、いよいよ来年の10月ということが見えておりますけれども、今回の請願は、時期がどうかというところを問題点として挙げておりますが、公明党としては、だからこそ、消費税を10%に上げる議論の中で、当初より軽減税率の導入を推進してまいりました。これは政府与党の中でも、軽減税率がまだ理解をされていない、そういう段階から、議員の中でも説明をして進めてきました。世界では、軽減税率の導入は当たり前のようになっている中で、ただ日本では、こういうシステムが導入されていない、新しいこともあって、なかなか理解をされていないこともありました。食品にお

いては8%に据え置くということ、世論調査を見ても、半数以上の国民が軽減税率には賛成をしているという結果が出ております。軽減税率、そして、消費税が上がった後も買い控えないよう特に住宅や自動車などの大きな購入において購入支援であったり、しっかりとそういうところに対しても軽減を進めてきております。

一方で、やはり事業主にとっては大きな負担が生じるわけですから、そこにも目を向けていかなければいけないということで、ここは理事者に確認をさせていただきたいのですけれども、既に国では2016年度から軽減税率の対策補助金を創設しております、レジの導入とか買い替え、システム改修などへの支援をしておりますが、区の中でこういうことの周知はどこでされているのか、また今現在、されているのかどうかというところも確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伊東税務課長

区といいますか、これは税務署のほうで、さまざまな機会を捉えて、各種団体、税関係の団体とかに軽減税率の話ですとか、先ほどのレジの改修費用等の補助金の関係の話ですとかを行い進めているというふうに聞いております。

○新妻副委員長

ありがとうございます。ただ、現状、日本商工会議所の9月のアンケートを見ると、まだ8割が準備に取りかかっていないという現状もあるということで、たしかに、これはそういう団体がやる必要なのかもしれませんけれども、品川区としても、できるところに対する周知にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。まだこういう制度があるということも知らないという区内事業主の方とかも多くいらっしゃると思いますので、そこは何かしらの手段をもってお知らせをしていただきたいと思います。

消費税は大事な財源でありますし、年金、医療、介護はもとより、これから進めていく幼児教育の無償化や、また、給付型の奨学金の大事な財源にもなっていくわけでありますから、ここで消費税が上がるものがとまってしまったら、財源が確保できない、いくべきところに給付がいかないという、そういう事態にもなりかねないので、公明党としては、この消費税の10%というのは、上げた上で、しっかりまた軽減税率を徹底していくということ、そして、恩恵が福祉や教育分野への支出が出るということで、実質的に生活が向上していく、教育費が使われることで、お金が回っていくような形を捉えているところです。

○伊藤委員長

ほかにご意見はございますか。

○中塚委員

それぞれご意見ありがとうございました。

消費税そのものの捉え方については、なかなか一致点を見出すというのは、今のご意見を聞く限り難しいのかなと私も思いました。私自身は、逆進性の強い消費税を社会保障の財源とすることは一番ふさわしくないと思いますし、実際、社会保障には使われてきておりません。単に財源が足りないイコール消費税増税では決してないだろうと思っております。

ただ、皆さんのご意見を伺う中で、この厳しい経済の中で10%にしてよいのかというところでは、さまざまな一致点はあるのではないかと思うのです。中小企業は厳しい、またレジを変える際に経費がかかる、カードの手数料もかかる、地域経済は疲弊している、地域経済は深刻な状況、またタイミングが悪いというご意見もありました。それこそ10%にして景気対策を打つのであれば、10%そのもの

を初めからしないことが一番地域経済にとって、また区民にとってよいのではないかと思いますので、この時期に10%に上げることは中止してほしいと、この1点で意見書が上げられたらと改めて述べたいと思います。

○須貝委員

委員の皆さんにも申し上げたいのですけれども、消費税が上がれば、負担は増える、景気も間違いなく落ち込むでしょう。では、国家の予算を見ると、税が何に流れているのか、今、防衛費がどんどん増えていって、今回、国会議員の数も増えて、やっていることが非常におかしいのです。そんなにお金がないなら、どこかで経費を削減するか、そういうことをやりつつ、法律をつくっている議員の皆さんも、自分たちの給与、ボーナスなどを削減した上で、国民に理解を求めるといふのならわかるのですけれども、片やじゃぶじゃぶお金を使っておいて、片や赤ちゃんから寝たきりのお老人の方まで全員に負担のある消費税からとっていく、持っていくというのは、私は大半の国民には理解されないと思います。そういう方向で、もし意見書をつくっていただけるなら、そういう方向で進めていったほうがいいのではないかと、今回も絶対に国民には納得されない増税だというふうに思います。

○吉田委員

それぞれ皆さんのご意見を伺えてよかったですと思います。最初に言いましたが、生活者ネットワークとしては、決して消費税という税制そのものには反対ではありません。さまざまな税制を組み合わせないと、税金はどういう制度をつくっても、誰かにとってはマイナスになり、誰かにとってはプラスになるというものだと思います。さまざまな税制を組み合わせる中で消費税として負担が本当に広く薄くということであれば、必要な税制ではないかというふうには思っております。ただ、今、須貝委員のご意見にも出ましたけれども、今回の請願は、消費税の増税ということなのですけれども、今回中止という理由には、財源の確保ということに消費税の値上げだけでいいのかということもあると思います。先ほど、ちょっと利子に対する2割の課税ということを言いましたけれども、銀行などの利子は微々たるものですけれども、やっぱりいろいろな債権や株取引などで、利益が確定したときにも2割です。利益ですから、そういうものは、今回全然騒がれず、社会保障の財源の確保という、誰にも反対できないような理由で消費税の増税ということに納得がいけないなというふうに思います。医療費が上がっているというのもそうなのですけれども、では、医療費をどこまでどういうふうにやっていくのか、高額療養費がどんどん増えています。その使い方についても、もっと国民的な議論をしていかなければいけないし、財源の確保は私も必要だと思います。ただ、その財源の確保は、さまざまなことを総合して考えるべきなのに、社会保障の財源を確保するため消費税だけにそれを求めるという今回の消費税増税の議論の仕方が、ちょっとどうなのかというふうに思います。

なので、やっぱりタイミングの問題とか、もっとほかに財源はないのかというようなことも考え併せた上で、社会保障の財源確保について結論を出すべきだと思いますので、そういう意味でも、今回のこの8%から10%への増税というのは、一地方自治体の議会として、区民生活を鑑みた場合に、中止を求める意見書というのは妥当性があるのではないかとこのように思います。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで意見交換等を終了いたします。

それでは、平成30年請願第20号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは本日結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。

また、結論を出すのであれば、その結論とともに、意見書の提出についてもご発言ください。よろしくお願ひいたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願ひいたします。

○高橋（伸）委員

本日結論を出すということで、消費税増税はやむを得ないと思いますので、この請願に対しては、不採択でよろしくお願ひいたします。

○新妻副委員長

本日結論を出すでお願ひします。不採択でよろしくお願ひいたします。

○中塚委員

本日結論を出すということと、一言述べますけれども、消費税そのものについては一致していないと思いますけれども、この不景気の中で、来年10月に10%に引き上げるべきではないというのは、多くの皆さんの共通する考えだと思いますので、その点をもって意見書を出したいと思います。結論としては、採択でお願ひします。

○いながわ委員

本日結論を出すということで、この請願に関しては不採択でお願ひします。

しかしながら、10%になって全ての物の値段が上がれば、ただの増税で終わってしまうのですが、政府も住宅に関してなどいろいろな減税策も考えてはいると思います。ただ、その政府で埋めきれない部分は、ぜひ品川区も緊急経済対策をしっかりと打ち出して、いろいろな所管に分かれるかと思いますが、そこはしっかりとやって区民がマイナスにならないよう、不利益を被ることがないようにフォローをしていただきたいということでお願ひします。

○須貝委員

私は、本日結論を出すということと、先ほども申し上げましたが、国の借金、また、福祉を拡大していくためには、次世代の子どもや孫たちにツケを回してはいけないということを思えば、中止するという意見書には反対をさせていただきます。本当に大半の国民にとってかなりの負担になると思いますが、そこは理解していただきたいというふうに思います。今回の請願に関しては、不採択ということでお願ひします。

○吉田委員

繰り返しになりますけれども、消費税そのものへの反対の意見書ということではなく、今回の消費税増税中止を求める意見書ということであれば、意見の中身はまた考える必要はあるかと思いますが、今の時点で区議会として意見書を出すということはあるかというふうに思いますので、今日結論を出すということで、採択を主張したいと思います。

○松澤委員

本日結論を出していただきたいと思います。不採択です。

○伊藤委員長

それぞれありがとうございます。

それでは、請願第20号につきましては、今日結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

それでは、先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本件につきましては、挙手により採決を行います。

平成30年請願第20号を採決いたします。

本件は挙手により採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

賛成者少数であります。よって本件は、不採択と決定いたしました。

(2) 平成30年陳情第23号 指定管理者制度運用ガイドラインの作成と研修実施を求める陳情

○伊藤委員長

次に、(2)平成30年陳情第23号、指定管理者制度運用ガイドラインの作成と研修実施を求める陳情を議題とします。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読をさせます。

[書記朗読]

○伊藤委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○柏原企画調整課長

それでは、私から、陳情第23号の審査にあたり資料をご用意いたしました。現在の品川区の指定管理制度の運用の状況といたしますか、ベースになっているもの、基本方針をお示し、どういった状況で運用しているかということの説明したいと思います。資料をご覧ください。品川区指定管理者制度活用に係る基本方針でございます。

制定は平成17年7月でして、平成19年3月に改正をしているといったものでございます。

大きな章立てといたしましては、こちらが7個の章立てになっております。

1番目の基本的な考え方ということで、この基本方針をつくったときの基本的な考え方、目標的なところを書いてございます。

2番目のところで、活用方針でございますけれども、指定管理者制度創設の趣旨ということで、始まった当時のお話なのですが、多様化する区民ニーズに効果的、効率的に対応するためといったことが1つ大きな目的となってございまして、公の施設の管理に民間事業者の能力やノウハウを活用しながら、区民サービスの向上、経費の節減等を図るものといったことで区として指定管理者制度を活用しているという考え方を持っているというものでございます。

3番目の項目といたしましては、指定管理者の選定ということで幾つか項目立てをさせていただいてございます。(1)の選定方法といたしましては、基本的には、選定に当たっては公募のプロポーザル方式等々によって、複数の事業者から選定するということを基本とするということにしてございます。

ただしというふうに書いてございますが、施設の設置目的や事業内容などに特別の理由がある場合は、特定の事業者を選定することができるというものでございます。

この部分ですけれども、基本的には公募いたします。この特別な理由は、例えばですけれども、福祉の施設で継続性を担保しなくてはいけないようなとき、利用者のことを鑑みまして、5年で事業者が

変わってしまうということが、果たしてよいのかどうかということがありますので、継続性が一定程度必要だと言われるところについては、そういったことで公募によらない選定方法もあると思っております。

その他、選定基準を設けまして、指定管理者の選定委員会、これは選定の手続の公平性を担保するため、各部、当時は事業部ですが、各部ごとの指定管理者の選定委員会、これは部ごとに選定委員会を設置するというものでございます。

その後、選定した後に、指定管理者の指定の議決ということで議会にお諮りをいたしまして、議決を得ているというものでございます。

2ページにまいりますと、指定に当たっての決議すべき事項が記載されてございます。

その下、(5)番で、選定結果等の公表ということで、こういった事業者が選定されましたということを公表するものでございます。

4番目の指定期間は基本5年でございます。ただし書き以降に書いてございますが、指定期間に配慮を必要とする場合は、5年を超える期間を指定することができるというふうにしてございます。ただ、基本的には5年ということで、その次の指定期間に関しましては、再度、選定を行うというのが現在の実情でございます。

それから5番目の指定管理者の管理ということで、モニタリング制度のことでございます。基本的にモニタリングは、区の点検と、それから事業者のセルフチェックが基本となっているということが明記されてございます。

それ以降のところにつきましては、ご覧いただいておりますということでございます。

次に、6番、公の施設の設置条例で規定すべき事項ということで、指定管理者の指定の手続、管理の基準、業務の範囲といったことが示されているといった内容でございます。

一番最後に、7番、基本協定等で規定すべき事項に進みまして、基本協定、これが全体の協定です。それから、年度ごとの年度協定を結んでいるといったものでございます。

陳情のほうにガイドライン等がないという記載がありますが、この基本方針は公にしてございます。この実務的な話を決めておくものが、この下の部分に指針というものが、区の内部で申し合わせがございます。これに関しまして、いろいろ中身が変わってきたりとかございまして、現段階では公表しておりませんが、現在、指定管理者制度の運用に係るものについては、全体で見直しを図っているところでございますので、その中でこういった形で区の指針、陳情の方がおっしゃっているガイドライン的なものですが、こういったものもこういった形でお示しができるかは、現在検討している段階でございます。

それから、ほとんどが公募を実施せず、一者随契ということですが、先ほど申しましたように、基本的に福祉のような継続性が問われるような施設につきましては、随契的な措置をする場合もございます。施設は100施設ございまして、その中で福祉施設は約半分でございます。それ以外は福祉以外の施設ということになるのですけれども、基本的には、過去4年の公募した率を見ますと、公募でやった施設は55%、半分以上は公募によって行っているというのが実情としてございます。

それから、指定管理料の限度額、募集要項等でございますけれども、募集要項に関しましては、それぞれの施設にそれぞれ特徴がございますので、それぞれに必要な事業内容を決めていますので、1つの何か規定のものでということではないということは申し上げておきたいということと、指定管理料の限度額につきましては、品川区の場合、指定管理者、基本的なお仕事を要項でお示しして、あとは事業者

側の契約として個別の提案を出してくるという場面がありますので、そういったところを考慮したときに、限度額を設定することで、事業者からの提案を阻害する可能性もありますので、そういったことはしていないというのが現段階でございます。

こういったことで運用してございまして、現在の段階では品川区の運用につきましては、適切な運用をしているというふうに思っておりますが、指定管理を導入する施設が増えてきておりまして施設の種類の多様化しております。今後、複合化する施設も増えてくるということもありますので、指定管理のあり方については、見直しを現在行っていて、適切な運営ができるように進めていきたいと思っております。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。わかりやすいご説明をいただき、陳情で指摘されているさまざまな課題に対してもお答えをいただいたと私は思っております。本当にわかりやすいご説明をありがとうございます。

指定管理者をふと考えたとき、福祉施設が思い浮かぶのですが、先ほど課長がおっしゃったように、非常に多くのところで指定管理が行われていて、その指定管理に関しては、全てにおいて5年に1回なのか、その間で行うかわからないですけれども、モニタリングをしていて、そのモニタリングでは、これは福祉施設だったのかわからないですけれども、今回評価するべきところや、課題などいろいろあった中で、品川区がそれを総合的に判断して評価を下していくという流れだったと思います。それはしっかりやられている。それで、福祉系に関しては、先ほどの説明の中にもありましたが、仮に指定管理を5年間していたAという会社がある。そこには高齢の入居者がいらっしゃるので、そこで会社がガラッと変わってやり方や経営方針が変わってしまうというところは危惧する部分なので、やはりしっかりと指導などを行う中で指定管理を継続していくという流れを、私の頭の中で考えているのですが、それはそういう感じなのですか。

それから、例えば、品川区として、もしそこに重大な瑕疵があった場合には、指定管理者を変えするという仕組みと申しますか、いわゆる強権発動と言うのでしょうか。行政指導とか、いろいろありますが、指導の次に来るもの、最終的にはあなたのところはもうやめてくださいとなると思うのですけれども、そういった仕組みがあるのかどうなのか。

あと、私の会派、民主党時代からずっと要望していたのですが、労務監査というのもたしか今、試行的に、何かやられていると思います。それをもうそろそろ本格的に指定管理者に取り込んでいくという時期だと思うのですけれども、そういうものがしっかり機能することによって、指定管理者を行政側がしっかりと管理できるのかと思うので、その辺についてご説明いただければと思います。

○柏原企画調整課長

大きく2点のご質問かと思っております。

まず1点目のところは、仮に指定管理者の運営状況がよろしくないであるとか、違法までいかないにしても、問題がある運営なり事業を行ったということで、毎年やっている指定管理のモニタリングでチェックをしつつ、別に、日々、報告が上がって来たりしますので、そういった中で指導をしたりだとか、そういう形で改善するようという方向には持っていくのですけれども、公の施設ですので、区の

施設で行われる事業としてよろしくないということであれば、その指定に関して、指定としてはこれではできませんという指導的なことはやります。最終的には議決をいただかなければなりませんので、議会から承認をいただきながらというところではございますけれども、そういった流れで区と事業者の関係、指定との関係では行っている現状がございます。

それから、労務管理の部分につきましては、これは社会保険労務士にご協力いただいて、労働環境チェックということで、平成26年から試行的に行っています。途中でチェックする内容を変えたりとか、社会保険労務士との間で調整をしたことがありましたので、まだ試行の段階を抜けてはいないのですが、そろそろ制度としてきちんと運用ができるだろうというところまでは来ておりますので、近いところで何とか試行ではない段階でやれればと思います。そのことによって区のセルフチェック以外で外部のチェックが入るということで、ほかの外部チェックについても今検討しているところですが、そういったものを入れながら、公平性は担保していきたいと思っておりますのでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。しっかりそういうようなものが機能して、しっかりとした指定管理者の管理をしていただき、あと、創意工夫のある自主事業の実施を妨げると資料に書いてあるのですけれども、品川区がAをやってくださいと、Bはやってはだめですよ、こういう事業はやってはだめですよと言えば、創意工夫を阻害するとか、妨げるという話なのですけれども、やはり指定管理制度全体を考えたら、独自性とか自主性、創意工夫、創造、創出というところだと思うのですけれども、そういうものはぜひ品川区でどんどんやってくれという形ではないのですけれども、後押しするような形にしていきたいと思っておりますので、それは仕組みの中でどうにでもなる部分だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

とにかくしっかりと指定管理者の管理を行政がやって、それが機能することで、実効性が担保されるということが大切なので、しっかりやっていただきたいと思ひます。

○中塚委員

冒頭の説明で、指定管理者制度についての見直しを行っているのご説明がありました。また、ご説明の中でも、労務管理にあたり、外部チェックの導入について話がありました。まず、指定管理者制度について、現状の何を課題と捉え、どこが課題と考えているのかをご説明いただきたいと思ひます。

また、冒頭の説明で、いわゆるガイドラインに沿うという説明だったのでしょうか、指針を検討しているとの説明がありましたけれども、この指針というのは、現在は非公開だけれども、公開を行うということではよろしいのか、そこについてもご説明いただきたいと思ひます。

○柏原企画調整課長

まず、課題と申しますか、認識といたしましては、指定管理者制度は、平成17年以降行ってきているところがございます。当時は管理委託のところから引き継ぎで指定管理に移っていったという状況であります。先ほども申し上げたように、福祉の施設等々が多く占める部分がありますので、その事業者の継続といったところも考え方としてはありますので、続けていたといったところです。

ただ、モニタリング制度が、区と事業者側の間でのセルフチェックという考え方をとっておりますので、指定管理者制度によって施設を管理するということは、いろいろな施設において行っているという実情があります。例えば、増えてきたところで言いますと、新たに図書館に指定管理を入れたりですとか、今までになかったものを行っている。そういうことでいろいろ工夫をしながら、指定管理者が管理する公の施設が増えてきたという現状があります。そういった施設が増えてきた中で、チェックのあり

方については、より公平性といいますか、そういったものをより担保していきたいという思いもございまして、外部評価という視点も必要だろうという考え方をもとに、今、検討しているということです。その1つに、先ほど出ましたけれども、労務管理で社会保険労務士にお願いしていただくのチェックを行ったり、別の経営の関係のところでチェックを入れるとか、いろいろやり方があると思いますので、それを今、検討しているといった現状があるというものでございます。

それから、指針の部分につきましては、失礼しました、私の説明がわかりづらかったですが、いわゆる指針は内部の規定としてはございます。それは、先ほど申し上げたように、チェックのあり方等も含めて見直しをかけているといった状況でございますので、全体の見直しの中でそれが除いた形で公表といたしますか、皆様に見ていただける形にするかというのもあわせて検討しているといったものでございます。

○中塚委員

チェックのあり方について、外部によるチェックを含めて今検討しているということですが、指定管理者制度の課題の1つに、議会に議決を求める際の資料や、また区民への情報公開も課題として捉えていただいて、検討を進めていただきたいと思っておりますけれども、この点について、お伺いしたいと思います。

あわせて、陳情に公開プロポーザルをしても従前の法人以外に手を挙げる事業者がなくとありますけれども、具体的に、このケースはどの施設のどの事業者のことなのか。伺いたいのは、こうした現状について、区は課題と捉えているのか、そして、どう対応していくのか、お考えを伺いたいと思っております。

○柏原企画調整課長

まず、前段のほうのご質問については、今後の資料等のあり方であるとか、選定の透明性といったところを含めて、どういった形の資料のあり方がいいのか、それは今、検討しているところでございますので、どういった形がいいかは引き続き検討させていただければと思っております。

それから、公募をして一者しか来なかったという事例ですが、やはり多いのは福祉の施設だと現状としては認識してございます。ただ、その事業の困難性であったりとか、それから福祉施設の継続の担保等がありまして、他の事業者ではなかなか、採算も含めて手を挙げるのが難しいという判断もあるということでは聞いてございますので、それに対して、何が何でも公募して何者か出ないといけないということではないのではと思っております。その施設や事業の中身によって違いが出てくるのだろうというふうには思っております。ただ、結果的に一者しか出てきていないというのは、現状としてはそういうことがあるというのはきちんと理解した上で、指定管理者制度の運営を全体的にどう見るかというのは検討していきたいと思っております。

○中塚委員

まず、前半の今後の課題ですが、情報公開については強く求めておきたいと思っております。

後半の福祉施設についてですが、特養ホームなど福祉施設は、それぞれの事業や法人の継続性を踏まえて、同じ法人が指定管理者となることは、何よりも利用者にとっての継続性の視点からとても大事だと思っております。

一方で、例えばですが、きゅりあんなどの文化施設や、駐輪場などがあたるのでしょうか、福祉施設の継続性とは異なり、いわゆる指定管理者制度の目的である民間活力を生かすということは必要だと思います。指定管理者制度の導入自体には反対ですが、指定管理者制度が利用する区民にとって利点となる改善がされることは必要な対応だと思っております。そのためにも、陳情にあるとお

り制度をよく理解し、制度運用できるような人材の育成は必要な視点だと思いますけれども、この指定管理者制度の改善に向けた制度設計や人材育成について、今後どのように行っていくのか、重なる部分もありますけれども、改めていかがでしょうか。

○柏原企画調整課長

今後の指定管理の考え方の部分でございますけれども、先ほどと重なる部分はありますが、例えば、募集をかけたときに一社しか来ないような場面で、これはやはり事業の困難性であったりとか、特殊性というのはどうしてもありますので、複数ないといけないだろうと決めつけるところではないかとは思いますが、選定のときにこのレベルは超えていないと、たとえ一社でもそれは指定できないことがありますというような考え方を持ちながら、我々も各所管も指定を行っているというところがあります。今、いろいろな種類の施設がありますので、どういう仕組みで選定するかということもありますけれども、その考え方を持ちながら、今後、指定管理制度がうまく進むようにやっていきたいと思っております。

あわせて、職員側のスキルでありますけれども、公の施設において自分たちの事業を指定管理者に管理させるということではありますので、その辺をよく理解できるように、改めて制度の必要性の周知は、我々の部門としてもやっていきたいと思っております。今後とも、区の施設だということを理解しながら、指定管理制度がきちんと運用されるように取組んでいきたいと思っております。

○吉田委員

先ほど、それぞれの資料として指針があるということだったのですけれども、非公開ということですが、どの辺まで非公開、だから、指針ですから、どういうふうな指定管理事業が行われているかということは、例えば指定管理者として手を挙げる人にとって、とても知りたい情報なのではないかというふうに思います。それは、指定管理の例えば打診とか、募集をしたときに、手を挙げようと思うのだけれどもというようなときには、何かそれが示されるのか、それがないと、品川区の指定管理の方向性がわからないため、確かに新規事業者としてはなかなか手が挙げにくいのではないかと思います。

陳情に例として文京区のものが示されていて、すごいボリュームなので、見てもちょっとには読めなかったのですが、それだけ公にして、その上で指定管理者を募集しているところと、基本方針だけで、しかも上限額は定められていない。それは自由な発想を妨げるということだったけれども、福祉の施設に関しては困難性が高くて、なかなか手を挙げる人がいないという現状がある。困難性があるというのは、困難であっても他区ではいろいろな事業展開がされているわけで、そこはやっぱり金額とか人件費がどれぐらい使えるとか、そういうことの中で困難性が決まってくるのだと思うのです。ほかの自治体と比べて、ものすごい品川区の福祉のレベルが、すごい高いということであれば、品川区で行うのは無理だよなという判断もあるかもしれませんが、残念ながらそこまでのレベルということで品川区での手を挙げるのが困難とは、ちょっと想定しにくいとなると、やっぱり品川区で行われる指定管理の方向性がきちんと読み切れないで手が挙げにくいのではないかと思います。その辺について、指針が指定管理者を募集する段階で、指定管理者にも示されない、応募しようという人にも全然公開されないものなのか、その辺を教えていただければと思います。

それから、金額、上限額の提示というのも、やっぱり品川区にも予算があるわけですから、大体このレベルという中で、だったらこれとこれとこれの事業はうちはできますけれどもというような応募の仕方が可能になると思うのです。上限額、どれぐらい出るかも全然わからない中で、あれもできます、これもできますと言うわけにもいかないし、どの辺の事業が求められているのか、やっぱり一定金額で判断するということも必要なのではないかと思います。その後で、協議はもちろんあると思うのですけれ

ども、この陳情で言われている募集要項から事業内容が不明瞭であるため、新たな事業者の参入を阻害しというあたりが、そこをあらわしているのではないかと思うのです。品川区がどのレベルを求めているというのがもう少し明瞭でないと、確かに法人としては手が挙げにくいのではないかと思います、その辺の今の現状、上限額も決めずに公募をして、指針も示さずに公募していて、それで自由な発想を阻害しないようにそうしているという、何かちょっとその辺が、何をどう目指しているのかがよくわからないので、その辺をもう少し詳しく手順、どういうふうな募集の仕方をして、どのような手の挙げ方を目指して、協議する中でこの指針をどうやって伝えているのかとか、その辺をもう少しイメージできるようにお話いただけるとありがたいと思います。

○柏原企画調整課長

大きくは、募集の流れといいますか、どういう手順でというご質問だと思います。指針部分につきましては、内部規定でございまして、それをもとにして、募集をする際の要項をつくっています。それで、その募集の際に説明会をやったり、募集要項を出したりとかしていますので、施設に対しての区の基本的な考え方は、全部その各所管が出している要項の中に入っている、エッセンスは入っているということで、それは区の考え方に基づいてつくっておりますので、それが出ているというふうに理解してございます。

説明会等での質問のやりとりなどがありますので、公開で質問が来たことに対しては、それをもとにしながら、その場で答える、返事を出す、いずれにしても一社だけに返すのではなくて、全てに対して、こういう質問にこう答えたということを流したりしておりますので、区の持っている基本的な考え方はそこでお示しはできているのだろうと思ってございます。

それから、上限額のところですけれども、予算との関係です。基本的に指定管理者の指定には手続きにすごく時間がかかります。議決まで考えますと、半年から10カ月など、ほぼ1年かけて指定管理者の指定をやっていくというところがあります。正確なところでの予算は、まだ予算を議決いただく前です、こういう金額ですというのはお示ししづらいところがあります。ただ、更新といいますか、次の5年間の指定管理者を指定するときには前年度からの実績がありますので、その実績の中での予算というか、実績の金額を確認してくださいというようなこととお話することになります。

それから、上限額の考え方のところなのですが、基本的には先ほど申し上げた要項の中で、この仕事とこの仕事はやってください、それに対してどういう経費の見積もりをしますか、5年間どういう経費の見積もりをしますかというのを出していただき、それにプラスして、例えば事業者が自分たちの利益につながるように独自の事業を提案する。それは我々として拒んでいませんので、経費の見積もりを出していただき、あわせた形で事業提案をしてくださいというような話し方をしますので、逆に上限額で線を引いてしまうと、それに対して新しい提案が出てこない可能性もあるだろうところもありまして、この上限額については、何かここで線を引くというのは、今のところそういう考え方は区ではとっていないというところがございます。

それから、全く新しい施設をやっていくような場合は、基本的には提案をいただくのですが、区が実績として、直営のときはこのぐらいやっていたと、そういったものは参考としてお示しして行っています。

そういった形で全部隠しているということではなくて、その事業に合った要項をお示しして、質問等のやりとりをさせていただきながら、提案なりをしていただくということでございます。

○吉田委員

少しはわかりました。ただ、ある意味、いい法人は、いろいろなところでの事業展開を意欲的に考えている中で、ほかの自治体では、もちろんこれは予算が通った場合のという断り書きがついているわけですが、大体これぐらいの事業でということが、文京区に限らず、ガイドラインというものがあるオープンになっている。そうすると、やっぱりそちらのほうが応募しやすいというのは現実的にあるのです。説明会の中で具体的に説明するという事は、それはそれで大切なことだと思いますけれども、説明会に行くというのは、ここでなら契約がとれるかなというような見込みもあって来てくださるのだと思うのです。品川区の場合それが少ない現状があるわけですね。特に福祉施設はいろいろなことが求められますので、それがわからない中、やっぱり新しい法人は応募しにくいのではないかとこのように思います。もちろん安定的な事業を行うというためには、同じ法人がという面もあるかもしれませんが、やっぱり一定競争原理とか、そういうことを考えると、いろいろな法人が手を挙げやすい、その中で品川区がどういうふうに変定していくかということがすごくまた品川区としての力量も求められるのではないかと思います。そうすると、一方で安定した施設運営ということと、なるべく新しいところにも意欲的に参入してもらいたいような指定管理制度ということと、もう少し品川区もいろいろな事業者の応募の対象になってもらえるようなわかりやすいガイドラインの公開ということ、ガイドラインという言い方がいいのか、指針がいいのか、その辺はそれぞれだと思いますけれども、そういうことが必要なのではないかとこのように思います。

そういう意味で、今、指針をどういうふうにしていくかということが検討されているということは歓迎したいと思いますけれども、それをオープンにしているいろいろな人たちが手を挙げやすいというような制度ではないという現状は認識していただいたほうがいいのかなというふうに思います。

先ほどの質問と少し重なるかもしれませんが、今後オープンにしていくということについて、もし何か見解をいただければ。

○柏原企画調整課長

指定管理者制度が立ち上がってもう10年以上たっているというところがあります。ニーズ等も変わってきて、これからの施設運営については、おそらく複合施設も出てきますので、区としての指定管理のあり方、考え方というのは、もう少し整理をする必要があるだろうというふうには思っています。そういった中で、先ほどの議論にもありましたけれども、その内容や考え方などを入れながら、区の指定管理者制度をどういった形でお示しできるかというのは十分検討しながらやっていきたいと思っております。

○吉田委員

ありがとうございます。モニタリング外部評価において、指定管理者を評価することも必要ですけれども、まずは応募してもらわないことには、こちら側の評価もできませんので、だからやっぱり応募してもらって、複数の応募の中で、それぞれの事業者が切磋琢磨していただくために、まずは、優秀な事業者、意欲のある事業者が手を挙げやすいようなガイドラインの作成というのか、指針を作成してオープンにしていく。そして、そういうことについて区としてもスキルを上げていかなければいけないと思うのです。後の評価ということと、まず最初の意欲ある事業者が手を挙げやすいような制度の運用の仕方というのは、ぜひ検討していただきたいと思います。これは意見です。

○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年陳情第23号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもお話をお願いいたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

本日結論を出すということをお願いします。

今回のこの陳情は、区も当然、今現在、やるべきことをやっておられると思いますので、不採択をお願いいたします。

○新妻副委員長

本日結論を出すをお願いいたします。

ただいまご説明をいただきましたとおり、現在、しっかりやっているとということとともに、指針もしっかりと検討されているというお話がございましたので、そのことも含めて、この陳情は不採択でお願いしたいと思います。

○中塚委員

本日結論を出すということと、趣旨採択でお願いします。

その理由は、福祉施設の継続性は大事だと思います。一方で、新しい法人の応募により、新しい風を入れて活性化させるという点もあわせて大事だと思います。その手法はさまざまありますが、陳情にある制度改善や研修などの必要性について、その趣旨は理解できますので、趣旨採択です。

○いながわ委員

本日結論を出すで、不採択です。先ほど質問したように、指定管理者制度に係る基本方針など、いろいろあるかと思いますが、今度新たにお考えの社会保険労務士を入れた労務管理は、実現に向けてしっかりと検討していくという説明がありますので、しっかりそれは公平性の担保がなされるよう、行っていただきたいと思います。不採択です。

○須貝委員

本日結論を出すでお願いします。陳情の趣旨は、ガイドラインの作成と人材研修の実施を求めていることですが、区として、さまざま取り組んでいる中で、こういう陳情が出たということは、区民、また事業者から見えにくい指摘されているかと思いますが、今後とも区民や事業者にわかりやすい制度に向けて、さまざまなガイドライン等では、明確なものを作成したり、いろいろと努力して、品川区の指定管理者制度をよりよいものにしていただきたいと思います。今回のこの陳情に関しては、不採択でお願いします。

○吉田委員

本日結論を出すということと、採択を主張したいと思います。

内部の指針があるということは不勉強で今日知りました。だから、一般的には品川区指定管理者制度活用に係る基本方針しか見れないわけです。そういう中で、今のご説明でも、指定管理に応募しようという人にとっても指針は示されていないという現状なわけですから、こういう区民からそれが品川区にないという指摘があり、それをぜひいろいろな事業者に応募しやすい形でオープンにしてほしいという陳情が出るのは、私はもっともなことではないかと。今、公にされていない指針という形も含めて、区議会から区に対して、そういうきちんとしたオープンになるガイドライン、指針でも結構ですけれども、その作成と、それを活用できる区の職員の研修を求めているのは当然のことではないかというふうに思います。指定管理者がどういうふうな事業者かは、区民のサービスを利用する人にとってはとても

重要なことだというふうに思いますので、それを区議会から区に求めるというこの陳情については採択が妥当ではないかと思います。

○松澤委員

本日結論を出すということと不採択でお願いします。

○伊藤委員長

それぞれありがとうございます。

それでは、陳情第23号につきまして、結論を出すのご意見でまとまったようでありますので、よろしく願いいたします。

中塚委員と吉田委員に確認いたしますが、共産党より趣旨採択、品川・生活者ネットワークから採択という意見がそれぞれ出ましたので、あらためて、ご意見を伺います。

○吉田委員

趣旨が通れば、このとおりでなくても。

○中塚委員

趣旨採択でお願いします。

○吉田委員

確かにこの文章のとおりでなくても、例えば、指針でもいいわけですし、とりあえずはガイドラインなり指針の作成ということで、人材研修というのは、それに伴うものですので、この文章のとおりではないという意味では、趣旨採択でお願いしたいと思います。

○伊藤委員長

それでは、陳情第23号につきましては、結論を出すのご意見でまとまりましたので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本件については、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。平成30年陳情第23号を採決いたします。

本件は挙手により採決いたします。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○伊藤委員長

賛成者少数でございます。よって本件は、不採択と決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時00分休憩

○午後1時00分再開

○伊藤委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

- (2) 第 8 5 号議案 (仮称) 品川区立障害児者総合支援施設新築工事請負契約の変更について
- (3) 第 8 6 号議案 (仮称) 品川区立障害児者総合支援施設新築給排水衛生設備工事請負契約の変更について
- (4) 第 8 7 号議案 (仮称) 品川区立障害児者総合支援施設新築空気調和設備工事請負契約の変更について
- (5) 第 8 8 号議案 (仮称) 品川区立障害児者総合支援施設新築電気設備工事請負契約の変更について

○伊藤委員長

改めまして、予定表 1 の議案審査を行います。

(2)第 8 5 号議案、(仮称)品川区立障害児者総合支援施設新築工事請負契約の変更について、(3)第 8 6 号議案、(仮称)品川区立障害児者総合支援施設新築給排水衛生設備工事請負契約の変更について、(4)第 8 7 号議案、(仮称)品川区立障害児者総合支援施設新築空気調和設備工事請負契約の変更についておよび(5)第 8 8 号議案、(仮称)品川区立障害児者総合支援施設新築電気設備工事請負契約の変更についてを議題に供します。

この 4 議案につきましては、関連した議案のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、理事者より一括してご説明をお願いいたします。

○立木経理課長

それでは、私からは、(仮称)品川区立障害児者総合支援施設新築に係る第 8 5 号議案から第 8 8 号議案について、一括してご説明をさせていただきます。

これらの 4 議案は、平成 2 9 年第 2 回定例会で議決をいただきました(仮称)品川区立障害児者総合支援施設新築工事請負契約ほか 3 契約につきまして、近隣住民に配慮して施工方法等を変更したこと、および地中の支障物を撤去しなければならなかったことから、工期を延長する必要が生じたため、契約金額の変更および債務負担行為の追加の審議をお願いするものでございます。

変更の内容ですが、4 議案とも当初の工期を、平成 3 1 年 2 月 2 8 日から平成 3 1 年 6 月 2 8 日に変更いたします。

そして、契約金額をそれぞれ増額改定するとともに、支出科目において、平成 3 1 年度債務負担行為を追加させていただくものでございます。

それでは、各議案ごとに契約金額改定の内容を説明させていただきます。恐れ入りますが、資料の 3 ページをご覧くださいと思います。

まず、第 8 5 号議案の(仮称)品川区立障害児者総合支援施設新築工事請負契約の変更についてでございます。

当初契約金額の 3 6 億 6, 8 7 6 万円を、4, 7 7 2 万 5, 2 0 0 円増額し、3 7 億 1, 6 4 8 万 5, 2 0 0 円に改めるものでございます。

次に、第 8 6 号議案の(仮称)品川区立障害児者総合支援施設新築給排水衛生設備工事請負契約の変更についてでございます。恐れ入りますが、資料の 5 ページをご覧くださいと思います。

当初契約金額の 4 億 3, 2 0 0 万円を、3 5 8 万 5, 6 0 0 円増額いたしまして、4 億 3, 5 5 8 万 5, 6 0 0 円に改めるものでございます。

次に、第 8 7 号議案の(仮称)品川区立障害児者総合支援施設新築空気調和設備工事請負契約の変更

についてでございます。恐れ入りますが、資料の7ページをご覧ください。

当初契約金額の5億1,894万円を、417万9,600円増額いたしまして、5億2,311万9,600円に改めるものでございます。

最後に、第88号議案の(仮称)品川区立障害児者総合支援施設新築電気設備工事請負契約の変更についてでございます。恐れ入りますが、資料の9ページをご覧ください。

当初契約金額の7億1,280万円を、540万円増額いたしまして、7億1,820万円に改めるものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。これは当たり前なのですが、工期が延びるということは説明をされていると思うのですが、要は、工期が延びるということは、利用を予定していた方が困惑してしまう部分があるので、その方々に対する説明をしっかりとされているかどうか。あと代替施設といいますか、そういうものをしっかりと準備されているのかどうか。

それと、この総合支援施設新築工事に関しては、地中埋設物を撤去しなければいけないため、その分、費用がかさんでしまうというのは、当初見込みではなかったのですが、その追加費用は全然問題ないと思うのですが、それ以外の躯体ではない給排水衛生設備等に関しても、多くて500万円の費用がプラスになっているのですが、新築工事に関しては、多分、撤去するため新たな機械を入れなければいけないので見たらわかるのですけれども、ほかに関しては、その工事に伴って工期が延伸することによって発生する施工者の4カ月分の人件費相当という考え方でいいのかどうか。

○小林施設整備課長

1つ目につきましては、所管課の障害者福祉課のほうで利用者向けに、11月15日に、2回に分けて説明会を開いたということです。

それと2つ目につきましては、そのとおりでございます、4カ月工事が延びることによって人件費関係がプラスになったということでございます。

○飛田障害者施策推進担当課長

代替施設の質問がありましたので、私からお答えさせていただきます。

説明会では、利用者の方から代替施設は早めに決めてほしいという話をいただきましたので、こちらのほうでも早急に動きまして、現在、こみゅにていぶらぎ八潮3階の講習室で話を進めているところでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。よく理解できました。

こういった施設の建設、整備に関しては、工期が延びたりするケースが出てしまうのはいたし方ない部分があると思います。天候によっても左右されると思いますが、そこを利用する方がいらっしゃるの、先ほど、施設整備課長から説明会が実施されたという話ですけれども、ぜひわかりやすい丁寧な説明をしっかりとしていただきたい。それでも、もしかしたらご納得されない方もいらっしゃるかもしれませんが、そこは根気よく、品川区の施策としてやっているものですので、理解を求めるよう頑張っていたきたいという言い方はおかしいですけれども、ご努力をしていただければと思いますので、

よろしくお願いいたします。

○中塚委員

今回の工事の延伸に伴う契約金額の変更ということですが、第4回会定例会にこれが提出されたわけですが、いつの時点で金額の変更が必要だと判断されたのか伺いたいと思います。

といいますのは、今回は選挙の関係もあって、第3回会定例会と第4回会定例会が日程的に詰まっている中で、来年4月に利用を希望している、また相談している保護者からも、今年の夏ぐらいから、どうやら4月には間に合わないらしいという話がうわさの域を出ないですがあって、ただ、区に聞くと、4月ですという返事で、その時点から随分話が錯綜していたと思うのです。いつの時点で4月の開設が延び、契約金額を変更するという判断に至ったのか、その状況を伺いたいと思います。

○小林施設整備課長

今回の変更理由における、近隣配慮、これは振動、騒音、いろいろな要望等、それから、地中障害物関係は、工事の前半のほうにありましたので、そこにかかった時間は当然あったのですけれども、その間、何度も建築工事業者、電気工事業者、空調工事業者、衛生工事業者および工事を管理している設計事務所、それと品川区で何度も工期短縮を図るための打ち合わせを行いました。今後の工程の中で、いろいろと短縮を試みたのですけれども、10月の中旬に一定の決断を行ったところです。そこから工期の延伸についての打ち合わせを行っていったということでございます。

○中塚委員

工事の前半ということは、今年度の前半ということだと思うのですけれども、工期が短縮できないか方法も含めて打ち合わせをしたけれども、10月の中旬に工期が延びるのではないかという判断をされたということでした。4月から利用される方が現にいらっしゃる中で、区議会への報告はもちろん、利用者への報告は、10月上旬に判断した時点で速やかにすべきだったのではないかと思います。経理課か、障害者福祉課か、どちらに聞いていいのかわからないのですけれども、契約議案としてはあくまで追加の金額が出てくる関係もあるのでいろいろ精査しなければならないでしょうが、10月上旬に一定の判断をしたのであれば、速やかに議会や利用者の保護者に説明する必要があったのではないかと思います。現時点で振り返ってみてどう思われるか、ご見解を伺いたいと思います。

○小林施設整備課長

今お話しした10月上旬に、工期が縮まらないということで一定の決断をしたところです。それから何を準備したかということ、今、工事費の増については4カ月、5カ月なのかとか、6カ月なのかとか、いろいろ工期延伸についての話し合いを何度も行いながら進めていったところです。

今回、4カ月の延伸ということで、業者も含めて打ち合わせが済んだ後、先ほどのご質問にありましたけれども、人件費にかかわる経費とか、そういうものを出して行って、今度は、そちらの経費が妥当なのかをまた精査をして、いろいろそういう準備を行い、固まった段階で所管と話し合いを進めていたのですが、そこで固まった時点で改めてそういう説明だとか、そういうところの進捗というか、そういうところを進めていったということでございます。

○中塚委員

契約議案としては、経費などの積算もあるでしょうから、固まった時点で変更の議案を出すということとはよくわかるのですけれども、4月開設が間に合わないということ自体は、10月上旬の判断で、利用者はもちろん、議会にも示すことができたと思うのです。その点を振り返ってみて、やはり、直接利用される方へのとりわけ丁寧な説明が必要だったのではないかと思います。その点はいかが

でしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

10月上旬のころ、我々も連絡を受けまして、また運営事業者とも今後のところも話し合わないといけないというところで話を進めておりました。また、区民の方にも、もちろん早く説明しないといけないというところで、早急にどういうふうに周知をしようかと考え、今回、11月1日の広報しながらに説明会の開催を掲載し、11月15日に説明会を2回に分けて実施したところでございます。

○中塚委員

最後に意見になりますが、判断に至るまでもいろいろポイントはあるのでしょうかけれども、10月上旬にそう判断され、説明会が結果として11月15日になったというのは、説明を行うまでの期間が長いと指摘せざるを得ないと思います。とりわけ利用者にとっては、4月から、どこに行くのかという問題にかかわってきますので、ほかの施設とは少し性格が変わってくると思いますので、今後はしっかりと利用者への丁寧な説明を強く求めて終わりたいと思います。

○吉田委員

今回のこの変更はやむを得ない変更であり、この金額で審議していかなければいけないと思うのですが、ちょっと心配なのが、既に、前回の補正予算における債務負担行為の追加のときも、厚生委員会でも相当いろいろな委員から、工事のおくれに対してのご意見もいろいろあったし、それから、今どの程度まで進んでいるのか、今支払われている金額の妥当性とか、そういうことも相当いろいろなご意見があったように議事録の範囲で確認させていただいております。

気になるのが、本当に今、この4カ月延伸ということで、きちんとでき上がるのだろうか。今度、ここでこの契約を通すというのは、本当に責任もあると思うのです。4カ月延伸の契約できちんと立ち上がるということを確認しないといけないかというふうに思っております。

そう考えると、これを審査するに当たって、今どの程度の工事の進行がどこまで来ていて、だからそれに関連する工事がこれで済むのだというような、工程みたいなものを示していただかないと厳しいと思います。10月に判断されたということですがけれども、今は12月ですから、それからまた進んでいる部分があるわけですね。だから、現時点で、今どの辺にあるので、4カ月の延伸でちゃんと立ち上がるというような資料を示されないまま、これを通してしまうということは、総務委員会としてもいかなのかというふうに思います。

その辺、とりあえず口頭で説明していただければ、今どの辺まで躯体の工事が進んでいて、だからこれができるという見込みの工程表みたいなものを、工程表は今出ていませんけれども、工程のご説明をお願いしたいと思います。まずそれをお聞きします。

○小林施設整備課長

工事の進捗、いろいろと現場で打ち合わせを週に1回、それとあと、これは先ほど言った業者ならびに設計事務所、それとあと品川区が入って週に1回、それとあと、各業種別に分かれた専門部会と申しますか、そちらの会議も週に1回、それと、適宜、必要に応じて、全体会議だとか、専門部会だとか、そういうものを開いて工事の打ち合わせは開いているところでございます。

工程についてもその中で打ち合わせをしている段階ではございますけれども、現在、10月下旬でございますけれども、鉄骨工事が建方終了、鉄骨が終わったということと、あと、11月には、各階のフロアの床のコンクリート打ち、これも終了しております。いよいよ今、外装材、外壁の仕上げ材ですけれども、その取り付けを行っているところでございます。これが進捗率約80%。それと、当然、内

部についても、今現在、仕上げを張るための鉄骨材だとか、いろいろ仕上げの内装も入っております。そうしますと、今現在、そういう状況で進めていて、その状況で、先ほど言った会議を何回も開いて、今後、どの程度の工期が必要で、今言った4カ月、これは業者からも言われている数字でございます。それを打ち合わせを何回も繰り返して、その4カ月で固めて、今回、最終的に4カ月の延伸ということで議案を上げた次第でございます。

○吉田委員

もう少し資料があると判断がしやすいかなというふうに思いますので、見るほうも専門性は求められると思うので、私にその専門性は残念ながらないのですが、委員会に示されれば、そういう工程表とかがきちんともっとみんなで読むことができるので、それは今後ぜひ示していただきたいし、今回みたいに工事が延びることによって、いろいろな方たちに影響がすごく出てしまったというようなことについては、こういうときにはもう少しきちんとした資料が示されるべきではないかというふうに思います。これはぜひ今後検討していただきたいと思います。

それと、今、繰り返し何度も打ち合わせをしてということで、週1回ぐらい打ち合わせの機会を持たれていて、その中で今までの本体の躯体の工事も2月竣工で大丈夫というのを確認されて、10月に大丈夫と言っていたのに急に大丈夫ではないということがわかったということ、それまでの工程管理はどういうふうにしてきたのかがすごく疑問で、そういう過去の現実がある中で、今回、きちんと打ち合わせをした中で4カ月延伸で大丈夫という、それをきちんとここで、それは妥当であるということ判断するような材料がちょっと足りないような気がするのです。なぜそんなに週1回そういうふうな打ち合わせを繰り返しながら、工程管理にあたって、施工管理料を払っていますよね。決算特別委員会の中でも、危険負担条項というのですか、もし不測な事態が起きた場合は区が負担するという契約だということ確認しましたがけれども、そのほかに、やっぱりそういう報告がきちんと、これはもう工程管理上、現時点では難しいのではないかと報告は、事業者のほうを上げるべきという条項も入っているのではないかと思いますけれども、その辺、どうなのでしょう。そちらがきちんと解決しないと、これがあと4カ月で大丈夫という判断をこの総務委員会でやっていいのかというのは、もう少し判断の材料をいただけるといいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○小林施設整備課長

先ほどの定例打ち合わせを週に数回持って、当然、先ほど、3つの原因があったということをお話ししましたけれども、それを取り返すべく、工法の変更だとか、職人を入れ替えるとか、通常より多く入れたりと、そういうことをいろいろと業者から提案をもらって、それについて打ち合わせをしていて、当然、2月の履行に向けて、我々も努力をして、そういう打ち合わせを数回持った。10月の上旬までは、工期が延びるのではないかと、縮まるのではないかと、そういうやりとりは当然やっていったところですが、ただ、10月になって、我々も一定の判断をしたのが、急がせて、例えば夜も徹夜でやれとか、そういうことでいくと、2月の履行にも間に合うのかということもありますけれども、その中で我々としては、事故を一番心配しました。徹夜だとか突貫工事で工事を進めていくには、少し危ないのかなということも論議をしながら、定例会議で話し合いをして、10月の上旬にいろいろと検討していったところ、いろいろやっていったのですけれども、最終的に一定の判断を下したというところでございます。

もちろんその前までには、2月の履行に向けて打ち合わせをしていってやっていくのですけれども、あるところでは間に合う、あるところでは少し延びてしまったとか、いろいろと打ち合わせの中で話が

出て、最後に10月の上旬に一定の判断を、いわゆる苦渋の選択をしたというところでございます。

○吉田委員

工事がいろいろな条件で延びたりするという事は十分想定できると思うのです。だから、それをきちんと管理していく、ここまで進む予定だったけれども、今はここまでしかできていないということをもっと少し細かくやるべきだったのではないですかと、それがきちんとされていたのですかということなのです。だから、例えばこの地中障害物が出たのは大分前ですね。だから、その段階で既に、あれ、これで大丈夫なのかというのは多分あったと思うのです。近隣住民からの苦情というか、そういうものもあったと思うのですけれども、その時点でもう既に、じゃあ、工程を延ばさなければしょうがない、遅らざるを得ないというようなことはあったと思うのです。その辺の管理がどうされていたのかと思うのです。私も本当に素人なのでわからないのですけれども、施工管理はそういうものが入るのではないのですか。そのために別途金額を出しているわけですね。だから、それがどう機能したのでしょうかということなのです。そこに一定責任があると思いますけれども、それがきちんとされていて、その問題点を指摘して、それをちゃんとクリアするから今度はこれで大丈夫だという信頼につながると思うのですけれども、その辺のことなのです。だから、これは今後に向けての契約なのですからけれども、過去の施工管理がどうされていたのかというのが、この辺がちゃんとされていなかったということがあるのだったら、そこへの責任をどうとるのかということと、それがちゃんとクリアできたから、これで今後の施工管理は大丈夫ですという、その辺がもう少し判断ができるような材料が欲しいのですけれども、ちょっとまだこれだと、今までの施工管理はどうだったのだろうかというのがよくわからないのですが。

○小林施設整備課長

今回の延伸の理由については、先ほど出ましたけれども、近隣への配慮だとか、地中障害物、これは初めの段階で想定している工事内容ではございませんでした。いわゆる想定外のものがぽっと出てきたということで、各業者と我々、それと工事を管理している設計事務所が一丸となって、想定外のものも含めて、2月の下旬に履行しようという努力を今までずっとやっていたわけです。それが初めの段階でそれを取り戻せるよう打ち合わせをし、努力をしたところです。ただ、先ほども言いましたが、10月上旬に、このままいくと事故にもつながる可能性もあるので、一定の判断、本当に苦渋の決断をし、4カ月の延長となったところでございます。

○吉田委員

これは突発的なことで、工期が延びる理由になるということは理解できます。それから、突貫工事で何が何でも2月竣工を目指すべきではないと判断されたのも理解できるのです。だけど、それがなぜ、実際に細かくそれだけ打ち合わせをしていて、工程表だと、本来ここだけでも、今はここまでしかいないという現実はその所で突きつけられるわけですね。それを突きつけられながら、なぜここまで判断が遅くなったのか。結果として、利用者も運営事業者も、突然、開設延期と言われ寝耳に水のようにってしまったということにつながると思うのです。事情はよくわかります。事情はよくわかるし、最終的な判断もそれはそれで妥当だと思うのですけれども、なぜ、現実的な工程管理をしているのであれば、それだけ判断が遅くなったのか。そして今回、これで大丈夫という判断をされたのがよくわからないので、その辺をもう1回だけ。

○小林施設整備課長

もう1回お話してしまうのですけれども、現実的に、東京2020大会の影響もないことはない。これは鉄骨の職人が入ってこないだとか、鉄骨のボルトが一時いろいろありましたので、それが入って

こないだとか、業者の方で違う現場だとか、いろいろ知っているところの職人を呼んだりとか、いろいろ人手不足、それと材料が入ってこないとか、いろいろあったのですが、それでも業者の努力で、応援に入ってもらったりとか、そういうことをやりながらずっと打ち合わせもして、工事の進捗も進めてきました。当然、なぜかという、2月の履行に向けて行っているからです。そういう努力を業者がやっているところも我々は見ておりますので、そういうところを見て、ずっと進めていたところなのですから、繰り返しの答弁で申しわけございませんが、10月の中旬に、苦渋の選択をしたというところでございます。理由はそういうものもいろいろあります。ただ、東京2020大会の影響もあるのではないかとというのが率直な意見でございます。

○吉田委員

最後にします。今ご説明を受けましたけれども、だったら、なおのこと、業者にそういうものを頑張るからと言われたとしても、区としては、現実的などころで、これは利用者とか参入しようとしている運営事業者への影響を考えると、早く工期を延ばすという決断をすべきだったのではないかと、その辺の工程管理に甘さがあつたのではないかとというのは、逆にご説明を聞けば、かえってそういうふうになってしまうのです。

あとはもう要望です。そういうことがないように、工程管理のところも、現実的などころを見据えながら、きちんとされていかないと、結果として、事業者への努力を求めながら、結局こういうふう突然延伸ということになってしまったので、その辺は今後はそういうことがないように、ぜひ工程管理をきちんと、そのための工程管理ではないのかというのがどうしても疑問が残ってしまいますので、その辺はきちんとやっていただきたいと思います。要望で結構です。

○須貝委員

今、吉田委員からいろいろお話がありました。品川区として、これは珍しい状況だと思うので、今、施工業者、設計事務所、区もそうでしょうが、やはり今までのルールにのっとって、建物、区有施設でも何でも、話し合いをしながら、週1日というところではなくて、2日も3日も話し合いをしながら、いろいろこの建物はつくられていくので、おそらく何か横やりでもあつたのか、何かがあつて、何が何でもその日にやらなければいけない、つくらなければいけないと思ったのですけれども、やっぱりあまり無理をしてはいけませんので、やむを得ず延伸したのかというような、そういう想像をしてしまうのですけれども、きっと何かあつたのでしょう。だけど、今までの実績を見ていて、必ずいろいろな施設をきちんと日程どおり仕上げていて、また信頼を持った業者がきちんとやっておられるということを考えると、我々としても、大変な事件が起きたのかなと、それを調整していた施設整備課の皆さんは大変だったと思うのですが、今、中塚委員がおっしゃったとおり、本当は何かあつたことを逐一議会でも報告していただければありがたかったかなと思います。

あと、先ほど、いながわ委員からもあつたのですが、これだけ4カ月延伸ということで、確かに同様に躯体、本体工事に関しては、いろいろ準備云々の都合もあつて、少し費用が加算されるとかということがあるかもしれないと思うのですが、実際に電気設備、空気調和整備、給排水衛生設備、これに関しては、本来、建物が、躯体ができるに当たってどんどん発注しながら、または先行発注しながら進んでいるので、業者にはそんなに迷惑がかかるという話ではないと思うのです。本体工事もおそらくこういうわけで、今、工事をとめなければいけないということは、社内でもきっと話が通っていると思うので、その中で、4カ月ぐらいなら、民間ではこういう工事費が増額するということは、私はないと思うのです。区の契約条項には、こういうふう延びた場合には、その分、増額しなければいけないというルー

ルがあるのですか。その点についてお聞かせください。

○小林施設整備課長

ルールというものはございませんけれども、今回のいろいろ延伸する理由です、当然、業者のほうの理由とか、いろいろな理由があると思います。今回は、想定外、工事の当初から考えていたものではなくて、想定外のもので発生したということで、業者の責任でもない。そういうことを考えて、4カ月延びることによる人件費、あと、仮囲いだとか、積み上げの仮設だとかあるのですけれども、そういった4カ月分の経費を見込んで、今回、変更を提案したというところでございます。

○須貝委員

仮囲いとか足場に関しては、費用が日数に応じて確かに発生するのでわかるのですが、民間ではあまりこういう事例は少ないので、それでお聞きしたところなんです。いろいろな皆さんからご意見があったと思うのですが、トラブルなり何かあったときは、仮に延伸するなら延伸するで先に言って、そして、いや、実はこういうわけで早くなりましたと言ったほうが影響が少なかったのではないかと私は思うので、今回も事故のないように工事を進めていただきたいと思います。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。延伸になったということで、工程表については、やはりそのとおりにいかないとは思っています。ただ、当然ながら、工程表どおりにいかなければいけないと思うのですが、施設整備課長から答弁あったとおりに、今、本当に東京2020大会に向けた整備の影響で、人手が少ないという現状でございます。その中でも課長からご答弁あったとおりに、いろいろジョイントベンチャーに投げかけて、人手不足が解消したということは、本当によかったと思います。

その中で1点だけ確認ですけれども、先ほど、週1回、業者との打ち合わせがあるとおっしゃられたのですが、参加しているのは、ジョイントベンチャーの現場監督、もしくは下請け、孫請けなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○小林施設整備課長

参加する業者につきましては、建設共同企業体、建築でいくと3つの会社が共同でやっているのですが、今回はナカノフード建設の所長、副所長、場合によっては専門の工事担当者、いろいろその中でも分かれておりますので、基本的には所長と副所長は入っています。それと打ち合わせの議題によっては、プラス、専門の担当者も入ってきて、打ち合わせをしているというところでございます。

○高橋（伸）委員

どうもありがとうございます。やはり特に建築工事、建設工事において、地中の埋設物は想定できないと思うのです。今回、そういったことが原因で延伸になったということですので、今後は竣工に向けて安全一番でよろしく願いいたします。

○新妻副委員長

ありがとうございました。1つだけ確認をさせていただきたいのですが、当初、2月28日工期終了で4月開園という予定になっておりました。今回は、6月28日の工期終了で10月開園という変更になったということなのですから、この間の期間が、当初は工期終了から1カ月間で、今回、3カ月間あいている理由は何でしょうか。

○小林施設整備課長

まず、先ほどの定例会議だとかでいろいろと話し合いを設けて、当然、入ってくる運営事業者とも打ち合わせをしているところです。その時点で、6月いっぱいには工事が、多分、検査も含めてやるのです

けれども、その後、要望が上がってきまして、建物のそれぞれの設備があります。そちらの仕様説明をまずその後に行います。それと、その設備の使い方の練習をしたいという要望も上がってきたので、今回そういうものを見て、3カ月後の10月の工期をとらせていただいたところです。

○新妻副委員長

では、当初は1カ月しかなかったということは想定しなかったということですか。

○小林施設整備課長

申し訳ございません。そういうわけではございません。2月履行に向けて、本来はその間に入れようと思ったのですが、ずっと業者と打ち合わせをしていて、多分4カ月延伸だと、工事だけで終わるのではないかと。その後の2カ月については、そういう機器の説明、それとならし、もう1カ月については、向こうの運営事業者の職員が10月にオープンに向けてのレッスンというか、研修というか、そういう形になってきましたので、本来は2月のところの中でおさめようと思っていたのですが、一応そういう形でございます。

○新妻副委員長

ありがとうございました。とにかく利用者の方が一番心配されているところかと思しますので、これ以上の工期の延びがないということは担保されていることとは思いますが、またそこも確認をしていただきながら進めていただきたいと思います。

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようでありますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第85号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築工事請負契約の変更につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

必要な工事ですので賛成いたしますが、一言、まず利用者への丁寧な説明はしていただきたいということと、もちろん今回も工期をしっかり守っていただきたいと思いますが、やはり工事は安全が第一ですので、そこも強調した上で賛成をいたします。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

必要な工事ですので、これはこれで進めていただきたいですが、やっぱり契約上、もちろん施工業者の責めに負わないところは区が負担するというのは了解なのですが、同じ契約の中に、事業者として自分の責めではないことについて工期内に工事を完了することができないときは、それをちゃんと区に対して請求するということが定められております。それでもまだ今回の場合、さっきの説明だと、何とかいけるということで努力をされたということなのですが、それは今度、区として、工

期の変更について、その辺の協議が整わないときには、早めに判断をするということも入っております。だから、その辺の区としての責任はとても重いものですし、こういう工期を定めたものを議会として判断をするということも議会としての責任もとても重いわけですから、今回、賛成いたしますけれども、その辺は区として工程管理を含めてきちんとしていただきたいということを、あえて要望としてつけ加えさせていただいて、賛成いたします。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第85号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築工事請負契約の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第86号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築給排水衛生設備工事請負契約の変更につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより採決をいたします。第86号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築給排水衛生設備工事請負契約の変更について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第87号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築空気調和設備工事請負契約の変更について、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成します。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第87号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築空気調和設備工事請負契約の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第88号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築電気設備工事請負契約の変更について、各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○新妻副委員長

賛成します。

○中塚委員

賛成です。

○いながわ委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより第88号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築電気設備工事請負契約の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(3) 平成30年陳情第24号 障害児者総合支援施設の工事の説明会実施と適切な工程管理を求める陳情

○伊藤委員長

次に、予定表2の「請願・陳情審査」に戻りまして、(3)の平成30年陳情第24号、障害児者総合支援施設の工事の説明会実施と適切な工程管理を求める陳情を議題とします。

本件は初めての審査でありますので、書記に朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○伊藤委員長

朗読が終わりました。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○小林施設整備課長

私から説明させていただきます。

最初に、障害者福祉課主催の説明会から説明いたします。

事前に障害者福祉課と施設整備課で情報の共有化を図った後、平成30年11月15日木曜日、午前10時と午後7時からの2回、第三庁舎6階講堂にて、各回とも約2時間開催したところでございます。

説明会では、広く区民に情報共有するため、品川区報やホームページ、障害者施設や障害者団体などにお知らせを配布し周知を図ったところです。

説明会の内容につきましては、工事のおくれに伴い、平成31年4月開設予定を平成31年10月に開設日を変更したことについての周知でございました。

今回の説明は、4月から利用を考えていた方々に、開設日変更に伴う事業の影響と今後の対応についての説明会でした。説明会では、質疑時間を1時間以上行いましたが、質問できなかった方や質問しにくい方などに配慮し、質問票の用意も行い、丁寧な対応を行ったところです。

次に、工事の適切な工程管理についてですが、今までも建築工事業者、電気工事業者、衛生工事工事業者、空調工事業者、工事を管理する設計事務所、そして品川区とで週に1回の工事打ち合わせ会議を開催し、さらに、各業種に分かれての分科会的な会議も週に1回、そして適宜、必要に応じて、工事の打ち合わせを開催し、工事管理を行っているところでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

説明会では、4月開設を期待して待っていた方にとっては、緊張感ある状態だったのかと思います。その上で、工事を管理する施設整備課の出席を求める内容の陳情ですけれども、さまざまな疑問や質問に答えるためには、事業の日程が変更される理由とあわせて、工事内容についてもさまざま質問に答えるために、施設整備課であったり、必要な職員の出席は必要だったのではないかと思うのですけれども、その点、いかがでしょうか。

○小林施設整備課長

事前に障害福祉課と打ち合わせを何回も設けているのですが、その際に情報共有を図って、所管でも内容的なものは把握しておりますので、あくまでも今回のところについては、施設を利用する方への説明会ということでありましたので、その点で施設整備課は出席しなかったというところでございます。

○中塚委員

もちろん日程が延期されるというのが主眼の説明会だとは思いますが、その理由が地中に想定していないものが見つかったり、近隣との対応などにわたるわけで、さまざまな施設をつくる際の説明は、事業内容とともに、工事のスケジュールだったり、果たしてできるのかという思いだったり、さまざまな質問があることは十分考えられると思います。今回で言えば、事前に情報を共有しているというものの、障害者福祉の分野の職員が、工事内容やスケジュールについて、質問者の疑問にしっかり答えるというのは、やはり所管が異なりますから、納得を得る説明を行うのは難しいのではないかと思うのです。そういう意味では、今回の障害児者総合支援施設に限らず、さまざま工事の説明をすることがあると思いますけれども、事業を進める担当課と、あわせて工事に責任を負う所管が出席をするというのは必要な対応ではないかと思うのですけれども、いかがかということと、今後、この陳情にあるように、説明会を開催すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

こちらは、施設整備課ともしっかり事前に打ち合わせしまして、工事の状況も情報共有をしていたところです。また、今回、4月からの利用を楽しみにしていた方が10月からの開設に変わったということで、では、その間どういうふうにするのだという施設利用側のどういうふうにしていけばいいのかというところがメインの説明というところになります。実際、今回、質疑応答での質問として、やはりどのくらいでき上がっているのかという内容もありました。ですので、今、骨組みのところはでき上がったところという説明をしました。また、本当に10月には開設できるのかというところで、そちらには10月開設を目指して今頑張っているところだという説明をしております。ですので、そういうところでは、どちらかという、施設の工事状況というよりは、事業内容に関する質疑がほとんどだったということです。

○吉田委員

事業内容についても、もちろん皆さん、すごく関心が高いところで、それは障害者福祉課のほうでされるのは当然ですし、そのときに主に施設利用者向けの事業内容について、事業が今後どうなっていくかということについて説明をしようということで、その説明会を障害者福祉課のほうで行うというのは当然だと思うのですが、やっぱりなぜおくれたのだということがすごく関心が高くて、その説明が不十分であったために、もうちょっと明確な理由が示されれば、納得度も高まるのということと、

こういう陳情が出てきたのだというふうに理解しております。

ですので、そのときの説明会というのは、施設整備課が同席されていなかったというのは、情報の共有もしたしということで、十分だと思われたのかもしれないかもしれませんが、こういう疑問が起きるということは、開設がきちんとされるのだろうかという疑問にもつながると思いますので、そこを払拭していただくためにも、施設整備課の説明会は難しいのでしょうか。その辺の見解を教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回の説明会については、やはり区民の方々も広く周知を図るということで、広報しながわや区ホームページにも載せて、区民に説明会を行うことも周知いたしました。また、質疑応答のところでも、1時間以上を割り丁寧に説明をしたところです。やはりああいう大きな場ではなかなか質問しにくい方、また、もう少し細かく聞きたいという方もいらっしゃるだろうということで、今回、説明会の資料の中に、質問票も入れてございます。ですので、その質問票に記入していただいて、こちらのほうに提出していただければ、そのことについて丁寧にご回答するという配慮も行っております。実際に質問票を出された方としては、たしか15名程度いたのですけれども、そういうところでまた丁寧に対応していきたいと考えております。

○吉田委員

では、施設整備課が参加する説明会は行われないうことなのではないでしょうか。もちろん先日の説明会には、主に利用者の方たちが参加されたのは当然だと思うのですけれども、やっぱりこれは、区としてもすごく議会の中でも期待の高かった施設でもありますし、もう少し広い説明会、施設整備課が参加し、もうちょっと具体的な工事の専門性部分についても説明できるような説明会はあってもいいのではないかなと思うのですけれども、それはもう行われないうことなのではないでしょうか。その辺をお願いします。

○飛田障害者施策推進担当課長

実際、今回の工事の関係で質問をされた方は1名だけだったのです。今回の説明会、ちなみに、午前が113名、午後は34名という多数参加されたのですけれども、その中で工事の進捗がどういうふうになったと質問されたのは1人だけでした。どちらかというと、やっぱりこの施設の運営面について皆さんから聞きたいというお声をいっぱいいただいているので、そちらのほうに時間をかけたいと考えております。今のところは、施設整備課からの説明は時間の関係でもできないかと考えております。

○吉田委員

わかりました。ただ、やっぱり近隣の方たちにとっても、もちろん議会の中で、この間の厚生委員会の議事録を見ると、本当に皆さん、工事のおくれというところについての説明はすごく必要性が認められているのではないかと思います。今後のこともありますし、確かにこういう視点の説明も必要だということ、私もこの陳情を見て気がついたというようなところもありますし、ぜひそれは検討の方向で考えていただきたいと思います。工事という以上、どうしてもおくれとかそういうこともありますし、それは妥当な理由であれば皆さん納得するわけです。それを事業の所管課のほうで全部きちんと疑問に答えて説明するということまでの情報共有は、実際問題難しいと思いますので、その辺の必要性も考えると、今後ぜひ検討していただきたいと思います。もし何か施設整備課のほうで見解があればお伺いいたします。

○小林施設整備課長

先ほども所管のほうでお話ししましたけれども、今回の説明が利用者のための説明ということと、なおかつ、1時間以上、質疑応答を行ったということと、さらに、その場で質問ができなかった方、しづらかった方につきましては、質問票ということで丁寧な対応を行っているところでございます。

○吉田委員

ご答弁としてはわかりましたけれども、やっぱりそれは説明会自体が今回はちゃんと開かれたということでは、ある意味、よかったのかもしれませんが、いろいろな施設、この障害児者総合支援施設の工事以外にも、説明が不足しているということは感じます。そのときに、工事の専門的な説明がその場ですぐきちんとできるという人の同席もあつての説明会は、ぜひ今後検討していただきたいと思えます。これは要望でとどめます。

○いながわ委員

先ほど質問したのですけれども、確認したいのですけれども、例えば、騒音に伴う近隣配慮とこの陳情に書いてある①と、車両出入口の縮小の②、これは要するに、近隣への配慮なわけですね。要するに、ダンプが3方向から入ってくるのはちょっとあれだから入り口を1つにしてくれ、もう1個は、音がうるさいから、何時から何時までの工事にしてくれという話だから、ある意味、ここは地域への配慮ですが、③は一緒にできないものなわけですね。これはだって、物が出てしまったから、それを引っこ抜いて何とかしなければいけない部分なので、これを一緒に考えてはいけないのかななどと思いつつも、説明はしたということなのですけれども、ここで何が心配かというところ、おそらく課長の説明だと、本当に事業者といろいろ綿密な打ち合わせをした結果、工期を延伸してしまいますよという結論なのだけれども、本当に間に合うのかと。だって、これ、①と②を考えたら、工事において1日やるのが10日としたら、半分に減られる可能性があるわけです。その分もちろん考え見積もった上での工期の延伸なのかと。

だんだん詰まってきて難しい、どうしようと思ったときに、そこで働いている人に負荷がかかってくるような気がするのです。もう期日もないのだから、どんどんやってくれ、逆に今度、突貫的な工事になってしまうという部分があるので、その辺だけは、いや、もちろん利用者が待ちに待ったものができるということも1つ大切なところなのですけれども、本当にこの陳情にも地震が来たときに倒れないようにしてくれと書いてありますから、しっかりとしたものをつくって、それをしっかりと品川区に納品してもらうということが私は大切なことだと思っていますので、延伸でお金がかかるかもしれないですけれども、こういう①、②の理由がもしあるのであれば、これはおそらくどんどんやっていくうちに、また出てくる可能性があるわけです。さらにもっと何とかしてくれないかと。だから、その辺だけはしっかりと見ていただきたいという思いがありますので、焦って工事をする絶対事故のもとになったら、また逆に工事をストップすることになりかねない。今回この予算がついたということは、これからこの搬出入口をどうこうとかという工事をするのかというあれがあるのですけれども、この説明はもう1回されているということで、これでまたずっと説明会、説明会などというところ、納得するまで説明会をやる間に、基本的に、工事をストップさせるということです。例えば、地中障害物のための予算が通ったは通ったのだけれども、説明を、説明をと、そこだけを追い求めていくと、説明が納得するまで工事をとめなければいけないです。だって、工事をしながら説明しているというのはおかしい話ですから、このニュアンスからいくと。そうなってくると、また延伸する可能性も出てくるという考えも1つあるという認識でいいのでしょうか。そのことだけお願いします。

○小林施設整備課長

騒音につきましては、一番最初の土留め工事、地下を掘るための仮設の擁壁をつくるのですが、そちらの打ち込みのときに近隣からご意見をいただきまして、まず打ち方のスピードを遅くして、なるべく振動、騒音が伝わらないように、そういう配慮をして工期が延びたかということと、あと、今委員がおっしゃったとおり、北側ゲートと東側ゲートという2つのゲートを当初考えていたところですけども、北側の住民の方から、控えてほしいというお話があったので、今まで控えてやっておりました。そこで、工事が二手からやるところだったところを、1つのところからやり始めたものですから、施工の方法だとか手順だとか、全て見直しをして、先ほどの打ち合わせを何回も繰り返して、工法から手順から全てを変えて1つからやって、2月の履行に向けて取り戻せるようにという形で業者も考えてもらいました。それとあと、地中障害物につきましては、地下を掘ったときに、そこから昔の船着場の栈橋みたいな、その松杭が出てきたといったところで、掘っていくときにその松杭が出てきたために、ストレートな掘り方ではなくて、その松杭を除去しながら地下部分を掘ったというところがございます。撤去したところについては、建物の地下部分だけであって、その下については今回手をつけておりませんので、地盤による影響はございません。

○新妻副委員長

ありがとうございました。今もさまざまありましたけれども、利用者の方がまず第一ですけども、近隣の方々への配慮というのも大事かと思えます。この建物が地域の方にも開放されて、地域の方にも愛される施設に今後なることが非常に大事ですので、そのためには、やはり近隣の方への配慮ということで、そこは丁寧に行っていただきたいと思うのです。まず11月15日の説明会は、大きくは利用者の方のためのものであったというふうに認識をしているのですけれども、延伸になるから工事期間が延びるわけですので、近隣の方々への配慮ということでご説明は今後どのようにされていくのかというところを1点だけ確認をさせていただきます。

○小林施設整備課長

今回、第85議案から第88号議案を提案し、議決いただきましたので、その後、契約という形で変更契約を結びます。変更契約後に速やかに近隣を回って、これは1軒1軒訪問して、個別対応で説明をしていこうという考えを持っています。ただ、マンションとかアパートとかは、管理組合と打ち合わせをして、ポスティングするなり、ただ、お知らせビラをポスティングした後に、詳細にお話が聞きたいとか、いろいろご質問がある場合には、連絡場所、問い合わせ場所を決めておりますので、そこで個別の対応をして説明をしていきたいと考えております。

○新妻副委員長

ありがとうございました。その中で、例えば地元町会とか、また団体なりからまとまった形での説明会についても、ご要望が出るようであれば、それはまたしっかりおこたえいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年陳情第24号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思えます。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

結論を出すということでお願いします。

これは区も丁寧な説明もしていると思いますので、不採択でお願いいたします。

○新妻副委員長

本日結論を出すでお願いします。結論としては不採択です。

丁寧な説明をしていただいているということも確認できましたけれども、また今後も引き続き丁寧な説明をお願いして、不採択といたします。

○中塚委員

本日結論を出すということと、こちらは採択でお願いいたします。

理由といたしましては、とりわけ説明会のあり方ですけれども、今回のご担当となる障害福祉課の説明はもちろんのこと、やはり工事、その方法、スケジュールについても質疑があることは十分考えられますので、両方の出席が必要だと思えます。よって、陳情の要旨や理由等に賛同しますので、採択ということとです。

○いながわ委員

結論を出すということで、不採択。

理由は、先ほど言った説明をするというのは当然やるべきことなので、それがどうこうというよりは、むしろ1日も早く、安全にスムーズに竣工していただくことを祈っております。

○須貝委員

本日結論を出すということと、今回このような陳情が出ていますが、本当に珍しいケースだと思えます。今後、区民の信頼を損なうことがないように努めていただきたいと思います。この件に関しては、不採択でお願いいたします。

○吉田委員

本日結論を出すということで、ぜひ採択をしたいと主張いたします。

先ほどのいながわ委員からご質問がありましたけれども、やっぱり今後の工事の適切な工程管理を区に求めるということも陳情内容に入っております。その適切な工程管理がされていなかったために、コンクリートがらと松杭が出たのは大分前なのに、この判断がおくってしまった、それから、苦情が出たのももう大分前なのに、その辺の管理がきちんとされていなかった結果、説明会もさらに詳しいものが必要になったのではないかと思います。ぜひその辺、工事管理の所管課主催、所管課主催と限らなくてもいいという気もしますが、所管課が入った説明会の実施と、適切な工程管理ということは、ぜひ区に求めていきたいと思えますので、この陳情については採択をしたいと思えます。

○松澤委員

本日結論を出していただきたいと思います。不採択でお願いします。

○伊藤委員長

それでは、陳情第24号につきましては、本日結論を出すのご意見でまとまりました。よろしくお願ひいたします。

それでは、先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本件については、挙手により採決を行います。

それでは、平成30年陳情第24号を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

賛成者少数でございます。よって本件は、不採択と決定いたしました。

3 報告事項

(1) 専決処分の報告について（報告第21号）

○伊藤委員長

それでは、次に、予定表3の「報告事項」を聴取いたします。

初めに、(1)専決処分の報告についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○島袋人権啓発課長

それでは、報告第21号、損害賠償額の決定に関する専決処分について、ご報告申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の指定議決に基づきまして、平成30年10月26日、次のとおり、損害賠償額の決定について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告するものでございます。

内容でございますけれども、平成30年9月11日、午前9時30分ごろ、総務部人権啓発課の職員が運転する庁有車が、品川区男女平等啓発誌「マイセルフ」第58号最新版を配送中に、駐車場にて、庁有車をバックで停車させる際、安全確認の操作を誤り万年塀に衝突いたしまして破損させたというものでございます。被害といたしましては、万年塀の一部と倒れた万年塀による隣接する事業者の分電盤、外壁および室外機に損傷を与えてしまったところです。

賠償金額は記載のとおりでございます。

日ごろから、庁有車の運行におきましては、安全の有無を十分確認しながら最新の注意をもって走行に当たるように指導しているところです。今回、このような事故を起こしてしまいましたことに対しまして、大変申しわけなく思っております。既に職員全員に対して、朝礼の中で、今後、庁有車の運転には一層の注意を払うよう指導を徹底してまいりました。まことに申しわけございませんでした。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

事故のないように注意していただきたいと思います。

1点だけ、損害賠償額の算定といたしますか、決め方について伺いたいのですけれども、車の場合は、保険の中でいろいろ金額が決まっていくのかと思うのですけれども、今回のように、ブロック塀とエアコンの室外機等の場合は、修理費と書いてありますが、実際は新しく設置するための撤去費や設置費等なのか、この損害賠償額の決定の経過についてご説明いただきたいと思います。

○島袋人権啓発課長

こちらは、区の契約しております保険会社との内容に基づきまして確定させていただいたものでございまして、修理費とございますが、撤去費、新たな工事費など全てのものを含んでございます。

○須貝委員

前回は申し上げたのですけれども、皆さん、忙しいのだから、車に安全装置をつけて、バックして物

に当たりそうだったらとまる。人にぶつかりそうになったら、そこでもまたとまる。やっぱりそういうふうに安全にお金をかけて、もし区民に万が一のことがあったら、ご本人も、ぶつけたほうも大変です。だから、そういう工夫はやっていく時期に来たのではないかと思いますので、要望だけいたします。

○いながわ委員

資料に記載されているお金は、別に品川区が払ったわけではなく、保険会社が払っているわけですね。保険会社が払っているのに、これを入れる必要性はあるのかと思うのです。通常、保険会社がお金を払うということは、品川区は関係ないわけですよ。この資料を見ると、あたかも品川区が損害賠償として払ったというふうに見えてしまうので、一筆、保険金で処理をしたとか書いたほうがいいのかなど。その損害賠償額の決定に基づきというのが、そういうことなのかかわからないです。これだけ見ると、先にお金を払って、後から保険対応したと見える。そもそも前にも言いましたけれども、保険を使うということは保険料が上がるということですから、それは人権啓発課の所有の車だけが上がるのか、それとも品川区の庁有車、リース以外の品川区が保有している車全部の保険が上がるのか。事故を起こすと必ず保険料は掛け金が上がりますので。それとも、そうではない独特の特別な自動車保険が行政にはあるのかかわからないですが、もしお答えいただけるのであればお答えいただければと、これはおそらく前回監査でも指摘をしていると思うのです。リースがいいのか、それとも区が買い取りがいいか。保険に関してはリースだと品川区がかけなくていいですから。そういう部分も含めて、今後やっぱり全体的に考えていかなければいけないと思うのですが、車のリースをどうこうではなくて、保険に関してはわかる範囲で教えていただきたい。

○立木経理課長

車の保険に関しましては、庁有車全体でかけておりまして、委員おっしゃるとおり、事故等の実績、そういったものを勘案した中で次年度の金額が決まってくるというところではございます。

リースか購入かという部分に関しましては、どういったものが一番いいのかというのは、いろいろ研究している最中でございまして、現在、区長車、議長車、それから新たに入りました電気自動車はリースで行っておりますが、耐用年数等と、いろいろ金額等の兼ね合いの中で、その都度その都度、どちらの方式がいいか検討した中で決めさせていただければなというところで、今やっている最中でございます。

○いながわ委員

要は、掛け金が上がるということなわけですね。今後、事故を起こしたら、例えば掛け金が100万円上がります。でも、それは1回起こそうが、2回起こそうが100万円増えて終わりなのか、それともどんどん上がっていくのか、その仕組みがわからないのですが、検討していただければと思います。ただ、やはり事故を起こさないのが一番いいと思います。事故を起こした方も、何カ月か運転をしてはだめですという話なのか、それとも1回、教習所に行ってもらえるのか、いろいろ考え方もあると思います。その辺は品川区の職員を育てるとか、今後また違う課に行つて事故を起こしてしまう可能性もあるので、そこは職員に対して教育を行うとともに、ぶつけた側としてすごく責任を感じてしまう部分もあるので、いろいろな部分でケアもして行ってください。

○伊藤委員長

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

○伊藤委員長

次に、(2)専決処分 of 報告について（報告第22号）を議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○立木経理課長

私からは、報告事項の(2)報告第22号、和解および損害賠償の決定に関する専決処分の報告につきまして、ご説明をさせていただきます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成30年10月29日、和解および損害賠償額の決定について専決処分をいたしましたものを、同条第2項の規定に基づきまして、ご報告させていただくものでございます。

本件は、品川区役所本庁舎で起きた来庁者の負傷事故でございます。

事故の内容でございますが、平成30年4月20日金曜日、午後1時20分ごろ、総務部経理課の職員が、品川区役所本庁舎3階の会計管理室横の通路で設備点検をしていた際、安全確認を怠り、後方を歩いていた来庁者の方に接触したため、その方が転倒し、左ひざを打撲したものでございます。

示談の内容は、治療費等を品川区が支払い、以後、本件に関し、双方とも裁判上、裁判外を問わず、異議を申し立てないことを確約したものでございます。

なお、こちらは治療費等、品川区が支払いというふうでございますが、こちちも保険で対応したものでございます。

損害賠償額は3万2,540円で、相手方は資料に記載のとおりでございます。

職員には、移動の際には周囲の安全確認を十分行うように指導をいたしました。また、経理課の職員にも同様の指導を行いまして、事故の再発防止を図っております。今後このようなことがないよう、安全維持に努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○伊藤委員長

次に、予定表4、「その他」を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問であります。今定例会の一般質問中、総務委員会にかかわる項目について、所管質問をされたい委員がおられましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容を、この場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただく形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○吉田委員

質問の項目を正確に覚えていないのですけれども、本日の陳情の審査にもかかわるところなのですけ

れども、本多議員の指定管理のご質問で、モニタリングに関する部分だったと思います。決算特別委員会のときに、モニタリングについて質問をしたときには、現時点では、プロポーザルで手を挙げてきた事業者へのモニタリングということでは総務費で予算がついているのだけれども、それぞれの実際に事業を行ったことについてのモニタリングは、基本、セルフチェックが主であって、その労務や何かのことについては、基本、今行われていない。この間の一般質問のご答弁と、先ほどのご説明だと、今、試行的に社会保険労務士と公認会計士による外部評価の導入を検討しているというご答弁でした。その試行というのが具体的に、今、どのように行われていて、現段階の検討段階がどの辺まで来ているのかとかなどについてももう少し詳しいご説明があればしていただきたいという質問です。

○伊藤委員長

質問は、モニタリングにおける社会保険労務士等による外部評価導入に関しての区の検討状況についてよろしいですか。

○吉田委員

そうです。検討の中にそれが入っているのだと思うのですが、客観性を担保するため社会保険労務士と公認会計士へのモニタリングの委託の検討が試行的に進んでいるということだったのですが、その検討段階、どういうふうに行われているのかということと、現在どの辺まで検討が進んでいるのか。できることなら、いつぐらいから本格実施になるのかとかまでわかれば教えていただきたいです。

○伊藤委員長

それでは、明日の委員会で、理事者から答弁をいただきたいと思います。

ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について終了いたします。

次に、その他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時36分閉会